

# 隣保館利用状況調査結果分析報告書

—2025（令和7）年1月31日—

四国学院大学

社会福祉学部教授 富島 喜揮

社会福祉学部准教授 北川 裕美子



## 目 次

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| はじめに                   | ・・・・・・・・ p 1 |
| I. 調査概要                | ・・・・・・・・ p 2 |
| 1. 調査目的                |              |
| 2. 調査対象                |              |
| 3. 調査主体                |              |
| 4. 調査の実施期間             |              |
| 5. 調査の項目               |              |
| 6. 調査の方法               |              |
| II. 調査結果               | ・・・・・・・・ p 3 |
| 1. 隣保館の利用状況とニーズ        | ・・・・・・・・ p 4 |
| 1) 隣保館利用の現状            | ・・・・・・・・ p 4 |
| 2) 隣保館利用の状況            | ・・・・・・・・ p10 |
| 2. 利用対象世帯の生活状況とニーズ     | ・・・・・・・・ p11 |
| 1) 保健福祉サービス            | ・・・・・・・・ p11 |
| 2) 介護                  | ・・・・・・・・ p12 |
| 3) 障害者                 | ・・・・・・・・ p14 |
| 4) 修学                  | ・・・・・・・・ p15 |
| 5) 就労                  | ・・・・・・・・ p17 |
| 6) 人権侵害                | ・・・・・・・・ p19 |
| 7) その他                 | ・・・・・・・・ p26 |
| 8) 利用対象世帯の生活状況とニーズの状況  | ・・・・・・・・ p28 |
| 3. 生活上の課題と隣保館の利用       | ・・・・・・・・ p32 |
| 1) 保健・福祉サービスの現状と隣保館の課題 | ・・・・・・・・ p32 |
| 2) 要介護者支援の現状と隣保館の課題    | ・・・・・・・・ p33 |
| 3) 障害者の状況と隣保館の課題       | ・・・・・・・・ p34 |
| 4) 修学の状況と隣保館の課題        | ・・・・・・・・ p35 |
| 5) 就労の状況と隣保館の課題        | ・・・・・・・・ p36 |
| 6) 人権侵害の現状と隣保館の課題      | ・・・・・・・・ p37 |
| 7) 生活上の課題と隣保館の利用の状況    | ・・・・・・・・ p37 |
| III. 総括—今後に向けた課題と提言    | ・・・・・・・・ p41 |
| おわりに                   | ・・・・・・・・ p43 |



はじめに

2008（平成 20）年度に端を発する香川県隣保館利用状況調査（以下、調査）は、5 年ごとに行われ、この度の調査で 4 回目となる<sup>1</sup>。

過去 3 回の調査は、その時々の香川県（以下、県）の人権・同和行政施策（以下、同和行政）や隣保館の現状をふまえた上で、隣保館利用世帯（以下、地域住民）の生活の向上と隣保館の在り方を導き出そうとする実質的な調査であった。

以下は、過去 3 回の調査の目的である。

- ・ 2008（平成 20）年度調査の目的  
隣保館の利用対象世帯の「隣保館に対するニーズ」と「各世帯の生活上の課題」を把握することにより、自立支援に向けた「今後の隣保事業のあり方」を検討するための基礎資料を得る。
- ・ 2013（平成 25）・2018（平成 30）年度調査の目的  
隣保館の利用対象世帯の「隣保館の利用状況とニーズ」と「生活上の課題」等を把握することにより、今後の人権・同和行政推進のための基礎資料を得る。

調査の目的を読む限りでは、調査を実施する背景や県の意図は伝わらない。しかし、過去 3 回の調査分析依頼を請け負った筆者は、過去 3 回の調査は、その時々の県同和行政や隣保館の状況を反映させており、実績作りのための形式的な調査ではないと自認している。

以下は、過去 3 回の調査を行った際の個別の状況である。

2008 年度の調査の背景には、いわゆる特別措置法が、2002（平成 14）年 3 月に期限切れを迎えたことで、隣保館事業が一般事業となったため、隣保館は自力で新たな事業を展開していく必要に駆られ、現香川県隣保館職員相談援助研修（以下、RSW 研修）開始した研修<sup>2</sup>の在り方と効果を背景にしたものであった。2013（平成 25）年度の調査は、初めて行った 2008（平成 20）年度の調査以降の隣保館の活動状況とそれに伴う地域住民の隣保館に対する利用頻度や期待度を確認するものであった。また、2018（平成 20）年度の調査に関しては、2013（平成 25）年度の調査の目的を踏襲したものであった<sup>3</sup>。

2023 年度の調査に関しても、調査の目的は 2013（平成 25）・2018（平成 30）年度と同様となっている。ただ、この間のコロナ禍の影響による地域住民の生活の変化や香川県隣保館連絡協議会（以下、香川県隣協）のソーシャルワークを牽引するスーパーバイザーの誕生<sup>4</sup>と、隣保館を取り巻く様相は 5 年前と違っており、今後の隣保館の在り方<sup>5</sup>を検討する時期を迎えている。

---

<sup>1</sup> 第 1 回調査は 2008（平成 20）年度、第 2 回調査は 2013（平成 25）年度、第 3 回調査は 2018（平成 30）年度に実施となっている。

<sup>2</sup> 富島喜揮「香川隣保ソーシャルワーク（RSW）研修—官・学・民の連携による可能性の広がり」『月間ヒューマンライツ 3 月号』、部落解放・人権研究所、pp2-9、2024 年 3 月。

<sup>3</sup> 隣保館事業の脆弱性として、原則 3 年ごとの職員の異動による地域住民に対するサービスの継続性や質の低下が考えられるため、長期的な視野をもって業務の推移をみる必要がある。

<sup>4</sup> 2025 年 1 月現在、RSW・スーパーバイザーは 6 名である。

<sup>5</sup> 県内の保健・福祉機関の隣保館に対する認知度は、この 20 年間で格段に向上している。それだけに隣保館の専門性を明確にするためにも、隣保館は「何をするとところか」とどまらず、「何者なのか」といった隣保館の存在価値をソーシャルワークの視点から明確にする必要がある。

## 1. 調査概要

### 1. 調査の目的

隣保館の利用対象世帯の「隣保館の利用状況とニーズ」と「生活上の課題」等を把握することにより、今後の人権・同和行政推進のための基礎資料を得る。

### 2. 調査の対象

隣保館利用対象世帯

### 3. 調査主体

県、市町（人権主管課、隣保館）、県隣保館連絡協議会

### 4. 調査の実施期間

2024（令和6）年1月11日（木）から31日（水）まで

### 5. 調査の項目

#### 1) 隣保館の利用状況とニーズについて

認知度、利用の有無とその内容、利用しない理由、利用したい事業、隣保館及び職員に望むこと、館に対する意見

#### 2) 利用対象世帯の生活上の課題について

保健・福祉サービスの状況、介護の状況、障害者の状況、就学の状況、就労の状況、人権侵害の有無、差別的な言動への対応、その他

### 6. 調査の方法

原則として留置自計法による。（地域の実情に即し、面接聞取法を併用）

### 7. 分析方法

クロス集計および分析には、SPSS Statistics ver.24 を用いた。

#### 【利用上の注意】

掲載の数値は四捨五入してあるので、構成比の合計が100%にならない場合がある。

## II. 調査結果

県内全 28 館の隣保館で、計 2,259 件（世帯）への調査票配布を行い、このうち有効回答数は 2,083 件（世帯）となった。（有効回答率：92.2%）

### 【回答者の属性】

#### 《世帯累計（問 21）》

| N=2,083                 |       |       |        |
|-------------------------|-------|-------|--------|
|                         | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| 65 歳以上の一人ぐらし世帯          | 442   | 21.2% | ▲0.5pt |
| 65 歳以上の方だけの世帯（ふたり以上）    | 378   | 18.1% | +1.9pt |
| 65 歳以上の方と 18 歳未満の方だけの世帯 | 13    | 0.6%  | +0.1pt |
| 18 歳未満の方とその母親だけの世帯      | 54    | 2.6%  | 0pt    |
| 18 歳未満の方とその父親だけの世帯      | 10    | 0.5%  | +0.2pt |
| その他の世帯                  | 1,004 | 48.2% | ▲2.5pt |
| 複数選択                    | 5     | 0.2%  | +0.1pt |
| 無回答                     | 177   | 8.5%  | +0.6pt |
| 合計                      | 2,083 | 99.9% |        |

#### 《年齢階層（問 22）》

| N=2,083 |       |       |        |
|---------|-------|-------|--------|
|         | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| 20 歳未満  | 3     | 0.1%  | ▲0.3pt |
| 20 歳代   | 76    | 3.6%  | +0.3pt |
| 30 歳代   | 133   | 6.4%  | ▲1.9pt |
| 40 歳代   | 231   | 11.1% | +1.6pt |
| 50 歳代   | 286   | 13.7% | +0.5pt |
| 60 歳代   | 349   | 16.8% | ▲5.8pt |
| 70 歳代   | 551   | 26.5% | +2.4pt |
| 80 歳以上  | 307   | 14.7% | +2.4pt |
| 複数選択    | 9     | 0.4%  | +0.1pt |
| 無回答     | 138   | 6.6%  | +0.6pt |
| 合計      | 2,083 | 99.9% |        |

## 1. 隣保館の利用状況とニーズ

### 1) 隣保館利用の現状

#### (1) 隣保館の認知度

(問1) 隣保館は、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、市や町が設置しています。この地域に隣保館があることを知っていましたか。

地域に隣保館があることを「知っている」とした世帯の割合は92.9%であった。

| N=2,083 |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
|         | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| 知っていた   | 1,936 | 92.9%  | ▲0.8pt |
| 知らない    | 112   | 5.4%   | +0.5pt |
| 無回答     | 35    | 1.7%   | +0.3pt |
| 合計      | 2,083 | 100.0% |        |

#### (2) 隣保館だよりの認知状況 (問2)

(問2) 隣保館では、館だよりを作成し、館に掲示したり、各家庭にお配りしたりしています。お読みになっていますか。

館だよりは、84.4%の世帯で読まれており、うち、「いつも読んでいる」53.9%であった。

| n=1,967               |       |       |        |
|-----------------------|-------|-------|--------|
|                       | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| 自分(または家族)がいつも読んでいる    | 1,061 | 53.9% | ▲2.1pt |
| 自分(または家族)がときどき読んでいる   | 600   | 30.5% | +6.2pt |
| 誰も読んでいない              | 113   | 5.7%  | +0.3pt |
| 配られたり、掲示されたりしているの知らない | 145   | 7.4%  | ▲3.3pt |
| 無回答                   | 48    | 2.4%  | ▲1.2pt |
| 合計                    | 1,967 | 99.9% |        |

※ 館だよりを配布している隣保館は26である。



(3) 隣保館の利用頻度 (問3)

(問3) あなたのご家庭では、どの程度隣保館を利用していますか。

66.6%の世帯が、隣保館を利用していると回答した。

|                        |       |        | N=2,083 |
|------------------------|-------|--------|---------|
|                        | 回答数   | 構成比    | 対前回     |
| 月に4日以上利用している           | 434   | 20.8%  | +0.3pt  |
| 月に1～3日程度(年12日以上)利用している | 656   | 31.5%  | +3.6pt  |
| 年に1日は利用している            | 298   | 14.3%  | ▲0.9pt  |
| 以前は利用していたが、現在は利用していない  | 342   | 16.4%  | ▲2.3pt  |
| 利用したことがない              | 314   | 15.1%  | ▲0.7pt  |
| 無回答                    | 39    | 1.9%   | ▲0.1pt  |
| 合計                     | 2,083 | 100.0% |         |

① 利用事業 (補問3-1)

(補問3-1) この2～3年で利用・参加したものをすべて選んでください。(館によっては、実施していないものもあります)

「月4回以上利用」「月1～3日利用」「年1回は利用」と回答した者について、この2～3年で利用した事業等をみると、「文化祭などの行事」(46.5%)が最も多く、次いで、「書道、生花、音楽、英会話などの文化活動や料理教室」(25.4%)、「ふれあい喫茶(100円モーニング)」(24.2%)、「相談」(24.1%)、「研修会、講演会、交流会」(23.6%)などとなった。

|                                |       |       | n=1,388 |
|--------------------------------|-------|-------|---------|
|                                | 回答数   | 構成比   | 対前回     |
| 相談(生活相談、健康相談、教育相談、育児相談、人権相談など) | 335   | 24.1% | ▲3.4pt  |
| 書道、生花、音楽、英会話などの文化活動や料理教室       | 353   | 25.4% | +3.0pt  |
| 小学生や中学生などの学習会、識字学級             | 230   | 16.6% | +0.8pt  |
| 研修会、講演会、交流会                    | 328   | 23.6% | ▲4.8pt  |
| 文化祭などの行事                       | 645   | 46.5% | ▲9.0pt  |
| 日常生活訓練、介護技術指導、給食サービスなどのデイサービス  | 65    | 4.7%  | ▲4.7pt  |
| 健康体操、ヨガなどの健康維持活動や健康器具の利用       | 294   | 21.2% | +0.7pt  |
| ふれあい喫茶(100円モーニング)              | 336   | 24.2% | ▲6.8pt  |
| 隣保館以外(自治会や各種団体など)が主催する会議や行事    | 281   | 20.2% | ▲3.6pt  |
| その他                            | 98    | 7.1%  | +1.1pt  |
| 無回答                            | 27    | 1.9%  | +0.3pt  |
| 合計                             | 2,992 |       |         |

※ 構成比は、回答数(選択した回答数) / 回答世帯数(1,388)

② 利用しなくなった理由（補問3-2）

（補問3-2）利用しなくなった理由として、あなたの考えに一番近いものを1つだけ選んでください。

「以前は（隣保館を）利用していたが、現在は利用していない」と回答した者について、その理由をみると、「進学や就職などで生活スタイルが変わった」（26.0%）が最も多く、次いで、「高齢化や病気、けがなどで体調が悪くなった」（20.8%）、「（仕事などのため）利用したい時間に隣保館が開いていない」（8.2%）、「利用したいメニューがなくなった」（7.3%）などとなった。

|                             | 回答数 | 構成比   | n=342<br>対前回 |
|-----------------------------|-----|-------|--------------|
| 進学や就職などで生活スタイルが変わった         | 89  | 26.0% | ▲1.2pt       |
| 隣保館までの距離が遠い                 | 10  | 2.9%  | +0.6pt       |
| 利用したいメニューがなくなった             | 25  | 7.3%  | +1.1pt       |
| （仕事などのため）利用したい時間に隣保館が開いていない | 28  | 8.2%  | +0.8pt       |
| 利用したいと思わなくなった、興味がなくなった      | 20  | 5.8%  | ▲1.6pt       |
| 友だちが利用しなくなった                | 1   | 0.3%  | ▲0.5pt       |
| 家庭の事情を知られたくない               | 4   | 1.2%  | ▲0.2pt       |
| 参加者が固定化し、参加しづらくなった          | 20  | 5.8%  | +1.6pt       |
| 高齢化や病気、けがなどで体調が悪くなった        | 71  | 20.8% | +0.1pt       |
| その他                         | 54  | 15.8% | ▲1.2pt       |
| 無回答                         | 20  | 5.8%  | +0.4pt       |
| 合計                          | 342 |       |              |

③ 利用しない理由（補問3-3）

（補問3-3）利用しない理由として、あなたの考えに一番近いものを1つだけ選んでください。

隣保館を利用したことがないと回答した者について、その理由をみると、「利用したいメニューがない」（20.1%）が最も多く、次いで、「利用したい気持ち起きない、興味がない」（14.6%）、「隣保館が何をしているところか知らない」「（仕事などのため）利用したい時間に隣保館が開いていない」（同率11.1%）などとなった。

|                                       | 回答数 | 構成比   | n=314<br>対前回 |
|---------------------------------------|-----|-------|--------------|
| 隣保館が何をしているところか知らない                    | 35  | 11.1% | ▲5.3pt       |
| 隣保館までの距離が遠い                           | 23  | 7.3%  | +2.3pt       |
| 利用したいメニューがない                          | 63  | 20.1% | ▲0.4pt       |
| （仕事などのため）利用したい時間に隣保館が開いていない           | 35  | 11.1% | ▲1.7pt       |
| 利用したい気持ち起きない、興味がない                    | 46  | 14.6% | ▲3.2pt       |
| 家庭の事情を知られたくない                         | 5   | 1.6%  | ▲1.1pt       |
| 特定の地域のための施設と思っていた                     | 12  | 3.8%  | +0.8pt       |
| 特定の人・団体のための施設と思っていた                   | 15  | 4.8%  | +2.5pt       |
| 生活上の諸問題も扱っていると思っていなかった（人権課題だけだと思っていた） | 10  | 3.2%  | +1.2pt       |
| その他                                   | 34  | 10.8% | +2.4pt       |
| 無回答                                   | 36  | 11.5% | +2.4pt       |
| 合計                                    | 314 |       |              |

#### (4) 利用したい事業（問4）

（問4）あなたは、どのような講座、行事、相談コーナーなどがあれば（より充実すれば）、利用したいと思いますか。次の中から最大3つまで選んでください。

隣保館でどのような講座や行事などがあれば、または充実すれば利用したいと思うかについてみると、「書道、生花、音楽、英会話などの文化活動や料理教室」（16.8%）が最も多く、次いで、「相談」（15.5%）、「文化祭などの行事」（13.6%）などとなった。一方、「特に利用したいと思わない」が（13.3%）の回答であり、また4人に1人以上は「現状で満足している」（28.4%）との回答だった。

|                                | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
|--------------------------------|-------|-------|--------|
| 相談（生活相談、健康相談、教育相談、育児相談、人権相談など） | 322   | 15.5% | +0.2pt |
| 書道、生花、音楽、英会話などの文化活動や料理教室       | 349   | 16.8% | +1.1pt |
| 小学生や中学生などの学習会、識字学級             | 133   | 6.4%  | ▲0.2pt |
| 研修会、講演会、交流会                    | 255   | 12.2% | +0.6pt |
| 文化祭などの行事                       | 284   | 13.6% | ▲1.6pt |
| 日常生活訓練、介護技術指導、給食サービスなどのデイサービス  | 160   | 7.7%  | ▲0.7pt |
| 健康体操、ヨガなどの健康維持活動               | 265   | 12.7% | ▲2.3pt |
| ふれあい喫茶（みんなで雑談などができるくつろげる場）     | 264   | 12.7% | ▲2.4pt |
| 現状で満足している                      | 591   | 28.4% | +1.9pt |
| 特に利用したいと思わない                   | 276   | 13.3% | ▲3.8pt |
| その他                            | 112   | 5.4%  | +1.1pt |
| 無回答                            | 130   | 6.2%  | +0.3pt |
| 合計                             | 3,141 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

(5) 隣保館に望むこと (問5)

(問5) あなたは、隣保館にどのようなことを望みますか。次の中から最大3つまで選んでください。

隣保館にどのようなことを望むかをみると、「健康体育器具などの器具の充実」(24.8%)が最も多く、次いで、「他人の目を気にしないで相談できること」(23.6%)、「土曜日や日曜日の開館」(17.7%)などとなった。一方で、約4割が「特にない」(42.0%)と回答した。

N=2,083

|                                  | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
|----------------------------------|-------|-------|--------|
| 他人の目を気にしないで相談できること (相談室・個室の設置など) | 492   | 23.6% | ▲1.7pt |
| 健康体育器具などの器具の充実                   | 516   | 24.8% | ▲2.1pt |
| 乳幼児のスペースなどの設備の充実                 | 149   | 7.2%  | ▲1.3pt |
| 夜間の開館                            | 134   | 6.4%  | +1.0pt |
| 土曜日や日曜日の開館                       | 368   | 17.7% | +0.7pt |
| 特にない                             | 875   | 42.0% | ▲0.2pt |
| その他                              | 53    | 2.5%  | 0pt    |
| 無回答                              | 135   | 6.5%  | +0.5pt |
| 合計                               | 2,722 |       |        |

※ 構成比は、回答数(選択した回答数) / 回答世帯数 (2,083)

(6) 隣保館職員に望むこと (問6)

(問6) あなたは、隣保館の職員にとって大切なことは何だと考えますか。次の中から最大3つまで選んでください。

隣保館職員にとって大切なことは何かをみると、「親切な対応」(53.8%)が最も多く、次いで、「公平中立の姿勢」(45.7%)、「家庭の事情など個人の情報の保護」(30.7%)などとなった。

N=2,083

|                 | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
|-----------------|-------|-------|--------|
| 公平中立の姿勢         | 952   | 45.7% | +0.1pt |
| 親切な対応           | 1,120 | 53.8% | +2.5pt |
| 家庭の事情など個人の情報の保護 | 639   | 30.7% | ▲3.8pt |
| 豊富な知識           | 312   | 15.0% | +0.5pt |
| 専門的な知識          | 281   | 13.5% | +1.8pt |
| 福祉事務所などとの連携     | 471   | 22.6% | +0.4pt |
| 特にない            | 294   | 14.1% | ▲1.8pt |
| その他             | 53    | 2.5%  | 0pt    |
| 無回答             | 87    | 4.2%  | +0.2pt |
| 合計              | 4,209 |       |        |

※ 構成比は、回答数(選択した回答数) / 回答世帯数 (2,083)

## (7) 隣保館の今後の活動について（問7）

（問7）あなたは、隣保館が今後どのように活動するとよいと思いますか。自由な意見をお願いします。

412 件の記載があり、そのうちの 38.1%にあたる 157 件については、現状どおりでよい、または意見なしとする意見であった。幅広い年代の方が気軽に立ち寄れる交流の場となるよう求める声が多かった。

| N=2,083 |       |       |
|---------|-------|-------|
|         | 回答数   | 構成比   |
| 回答      | 412   | 19.8% |
| 無回答     | 1,671 | 80.2% |
| 合計      | 2,083 |       |

## 2) 隣保館利用の状況

回答者の 58.0% (1,207 人) が 60 歳代以上かつ 39.3% (820 世帯) が 65 歳以上の一人暮らしまたは二人以上の世帯と、回答者の多くが高齢者となっている。そのため、当該項目の「1. 隣保館の利用状況とニーズ」の分析にあたっては、日常生活に結び付いた設問が多いだけに、回答者の生活状況（就労の有無や社会活動の多寡など）が反映された、偏りのある回答であることを理解しておく必要がある。

上記のことをふまえて利用状況を概括すると、「隣保館の認知度」[問 1] は 92.9% (1,936 件) と高いものの、「隣保館の利用頻度」[問 3] は、月複数回利用していると回答した者は 52.3% (1,090 件) となっている。「利用事業」[問 3-1] は、文化祭などの行事への参加が 46.5% と圧倒的に多く、次いで、相談、100 円モーニング、文化活動、研修会等の利用や参加が 20% 前後となっている。また、「利用したい事業」[問 4] は、現状で満足しているが 28.4% (591 件) と多く、利用した事業であげた、相談、100 円モーニング、文化活動、研修会等が、15% 前後となっている。「隣保館を利用しなくなった理由」[補問 3-2] は、進学や就職などによる生活スタイルの変化が 26.0% (89 件)、高齢化や病気などの体調の悪化が 20.8% (71 件) と生活状況の変化による利用断念が多い。また、「利用しない理由」[補問 3-3] は、利用したいメニューがないが 20.1% (63 件)、隣保館に関心がなく利用の気持ちが起こらないが 14.6% (46 件) となっている。「隣保館に望むこと」[問 5] に関しては、特にないが 42.0% (875 件) と多く、次いで相談室や個室の設置や健康器具の設置などが 20% 強と多くなっている。「隣保館職員に望むこと」[問 6] に関しては、専門的な知識よりも公平中立の姿勢 45.7% (952 件)、親切な対応 53.8% (1,120 件) といった、福祉サービスなどの専門的な知識や技術よりも、接遇面に対する要望が多い。

地域住民には、隣保館の存在が十分に浸透しているが、専門的な福祉サービスの提供を行う施設としての認識は希薄である。ただ、第 1 回利用状況調査の提言にもある「地域に密着した総合相談窓口としての役割」は、工夫の余地はあるものの、地道な活動を通して果たされているものと考えられる。

## 2. 利用対象世帯の生活状況とニーズ

### 1) 保健・福祉サービス

#### (1) 受けたいと思う保健福祉サービス（問8）

（問8）あなたやあなたの家族が受けたいと思う保健・福祉サービスは何ですか。主なものを次の中から最大3つまで選んでください。

受けたいと思う保健・福祉サービスについてみると、「健康づくり」「気軽に集える場所づくり」（同率 27.3%）が最も多く、次いで、「生きがいづくり」（20.5%）、「生活相談」（19.6%）などとなった。一方で「ない」と回答した者は 20.9%だった。

|                   | 回答数   | 構成比   | N=2,083<br>対前回 |
|-------------------|-------|-------|----------------|
| そうじや買い物など、家事のサービス | 315   | 15.1% | +1.1pt         |
| 通院など外出時の介助        | 347   | 16.7% | +1.6pt         |
| 財産や金銭などの管理        | 28    | 1.3%  | +0.5pt         |
| 生活相談（制度の説明など）     | 408   | 19.6% | +1.6pt         |
| 子育て相談             | 138   | 6.6%  | 0pt            |
| 住宅相談（制度の説明など）     | 177   | 8.5%  | +0.3pt         |
| 就職相談              | 92    | 4.4%  | ▲0.3pt         |
| 健康づくり             | 568   | 27.3% | +3.1pt         |
| 生きがいづくり           | 427   | 20.5% | +2.1pt         |
| 気軽に集える場所づくり       | 568   | 27.3% | +1.5pt         |
| 配食サービス            | 188   | 9.0%  | +1.0pt         |
| 複数の人が集まったの会食      | 143   | 6.9%  | +0.1pt         |
| ない                | 435   | 20.9% | ▲4.0pt         |
| その他               | 58    | 2.8%  | 0pt            |
| 無回答               | 111   | 5.3%  | ▲0.2pt         |
| 合計                | 4,003 |       |                |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

#### (2) サービス受給時の問題点（問9）

（問9）この2～3年のうちであなたやあなたの家族の方が保健・福祉サービスを受けようとするとき、困ったことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

保健・福祉サービスを受けるときに困ったことについてみると、「どこに相談してよいかわからなかった」（14.8%）が最も多く、次いで、「どこまで支援してくれるかわからなかった」（14.3%）などとなったが、一方で、「保健・福祉サービスを受けたことがない」（14.2%）や「困ったことはない」（45.9%）も多かった。

N=2,083

|                       | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
|-----------------------|-------|-------|--------|
| どこに相談してよいかわからなかった     | 309   | 14.8% | 2.0pt  |
| 係の人にいろいろ聞かれて困った       | 48    | 2.3%  | ▲0.7pt |
| 自分(家族)の状態をうまく説明できなかった | 66    | 3.2%  | ▲0.1pt |
| どこまで支援してくれるかわからなかった   | 298   | 14.3% | 0pt    |
| 係の人によって説明が違い混乱した      | 72    | 3.5%  | +0.3pt |
| 係の人の説明がよくわからなかった      | 81    | 3.9%  | +0.7pt |
| 保健・福祉サービスを受けたことがない    | 296   | 14.2% | ▲4.5pt |
| 困ったことはない              | 956   | 45.9% | ▲1.3pt |
| その他                   | 59    | 2.8%  | ▲0.3pt |
| 無回答                   | 241   | 11.6% | +0.9pt |
| 合計                    | 2,426 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

## 2) 介護

### (1) 介護を必要とする者の有無（問 10）

**(問 10)** あなたの家庭の中に介護を必要とされている方はいますか。

介護を必要とする世帯をみると、「介護保険での要介護状態の者がいる」は7.6%、「介護保険での要支援状態の者がいる」が6.0%などとなった。一方で「介護を必要とする者はいない」(77.2%)と回答した。

N=2,083

|                          | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
|--------------------------|-------|--------|--------|
| 介護保険での要支援状態（要支援1、2）の者がいる | 125   | 6.0%   | +0.6pt |
| 介護保険での要介護状態（要介護1～5）の者がいる | 158   | 7.6%   | ▲0.9pt |
| 介護が必要なその他の状況の者がいる        | 47    | 2.3%   | ▲0.6pt |
| いない                      | 1,609 | 77.2%  | +1.3pt |
| 無回答                      | 148   | 7.1%   | ▲0.2pt |
| 合計                       | 2,087 | 100.2% |        |



① 主な介護者（補問 10-1）

（補問 10-1）介護は、主にどなたがなされていますか。（続柄は介護を必要としている方からみて）

主に介護を行っている者をみると、「配偶者（夫、妻）」（25.2%）が最も多く、次いで、「子」（19.0%）、「親」（10.7%）などとなった。

|            | 回答数 | 構成比    | 対前回    |
|------------|-----|--------|--------|
|            |     |        | n=326  |
| 配偶者（夫、妻）   | 82  | 25.2%  | +1.9pt |
| 親          | 35  | 10.7%  | +1.9pt |
| 子          | 62  | 19.0%  | ▲4.7pt |
| 子の配偶者      | 8   | 2.5%   | 0pt    |
| その他の親族     | 11  | 3.4%   | +0.2pt |
| 通所系サービス事業者 | 9   | 2.8%   | ▲1.6pt |
| 訪問系サービス事業者 | 17  | 5.2%   | +0.5pt |
| 入所施設       | 29  | 8.9%   | ▲0.9pt |
| その他        | 53  | 16.3%  | +2.4pt |
| 無回答        | 20  | 6.1%   | +0.4pt |
|            | 326 | 100.1% |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（326）

② 病院以外での相談できる機関（補問 10-2）

（補問 10-2）あなたやあなたの家族の介護に関して、病院以外に相談できる機関がありますか。主なものを次の中から最大3つまで選んでください。

介護を必要とする者がいる世帯について、病院以外の相談できる機関をみると、「市役所・町役場・地域包括支援センターなど」（36.8%）が最も多く、次いで、「入所・居宅等介護サービス事業者」（29.4%）、「社会福祉協議会・老人介護支援センター」（25.2%）などとなった。

|                        | 回答数 | 構成比   | 対前回    |
|------------------------|-----|-------|--------|
|                        |     |       | n=326  |
| 相談したいが、どこに相談してよいかわからない | 41  | 12.6% | +3.1pt |
| 社会福祉協議会・老人介護支援センター     | 82  | 25.2% | +2.8pt |
| 市役所・町役場・地域包括支援センターなど   | 120 | 36.8% | ▲7.7pt |
| 入所・居宅等介護サービス事業者        | 96  | 29.4% | +2.0pt |
| 隣保館                    | 55  | 16.9% | +0.5pt |
| 民生委員・児童委員              | 25  | 7.7%  | ▲1.4pt |
| 相談する必要がない              | 14  | 4.3%  | ▲2.6pt |
| その他                    | 18  | 5.5%  | +0.8pt |
| 無回答                    | 15  | 4.6%  | ▲2.3pt |
| 合計                     | 466 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（326）

### 3) 障害者

#### (1) 障害がある者の有無（問 11）

（問 11）あなたの家庭の中に何らかの障害がある方はいますか。

障害がある家族の状況をみると、「身体的障害のある家族がいる」世帯が 9.3%、「精神的障害のある家族がいる」世帯が 3.1%、「知的障害のある家族がいる」世帯が 1.7%となった。

| N=2,083       |       |        |        |
|---------------|-------|--------|--------|
|               | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| 身体的障害のある家族がいる | 193   | 9.3%   | ▲1.4pt |
| 精神的障害のある家族がいる | 64    | 3.1%   | +0.8pt |
| 知的障害のある家族がいる  | 36    | 1.7%   | +0.2pt |
| いない           | 1,678 | 80.6%  | +1.7pt |
| 無回答           | 123   | 5.9%   | ▲0.7pt |
| 合計            | 2,094 | 100.6% |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

#### (2) 病院以外での相談できる機関（補問 11-1）

（補問 11-1）あなたの家庭では、そのことに関して、病院以外に相談できる機関がありますか。主なものを次の中から最大 3 つまで選んでください。

障害のある家族がいる世帯について、病院以外の相談できる機関をみると、「福祉事務所、市役所、町役場」（37.2%）が最も多く、次いで「社会福祉協議会」「障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児施設」（同率 17.7%）、「隣保館」（16.3%）などとなった。

| n=282                     |     |       |        |
|---------------------------|-----|-------|--------|
|                           | 回答数 | 構成比   | 対前回    |
| 相談したいが、どこに相談してよいかわからない    | 38  | 13.5% | +1.5pt |
| 社会福祉協議会                   | 50  | 17.7% | +7.8pt |
| 福祉事務所、市役所、町役場             | 105 | 37.2% | ▲0.4pt |
| 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児施設 | 50  | 17.7% | +3.5pt |
| 相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター    | 33  | 11.7% | +0.8pt |
| ハローワーク（公共職業安定所）           | 2   | 0.7%  | ▲1.5pt |
| 隣保館                       | 46  | 16.3% | +2.4pt |
| 学校                        | 10  | 3.5%  | ▲0.9pt |
| 民生委員・児童委員                 | 24  | 8.5%  | +4.9pt |
| 相談する必要がない                 | 34  | 12.1% | ▲2.9pt |
| その他                       | 22  | 7.8%  | +2.7pt |
| 無回答                       | 11  | 3.9%  | ▲1.9pt |
| 合計                        | 425 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（282）

#### 4) 就学

##### (1) 就学中の者の有無 (問 12)

(問 12) あなたの家庭の中に就学中の方はいますか。

就学中の者がいる世帯は 18.1%であった。

| N=2,083 |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
|         | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| いる      | 378   | 18.1%  | +2.0pt |
| いない     | 1,580 | 75.9%  | ▲0.4pt |
| 無回答     | 125   | 6.0%   | ▲1.6pt |
| 合計      | 2,083 | 100.0% |        |

##### ① 就学上の問題点 (問 12-1)

(問 12-1) 就学上、困っていることはありますか。主なものを次の中から最大3つまで選んでください。

就学中の者がいる世帯について、就学上、困っていることをみると、「学習習慣が身についていない」(11.6%)が最も多く、次いで、「授業についていけない」(9.3%)、「塾などに行かせたいが、経済的に余裕がなく、教育費に困っている」(9.0%)などとなった。一方で「現在、困っていることはない」は71.7%であった。

| n=378                          |     |       |        |
|--------------------------------|-----|-------|--------|
|                                | 回答数 | 構成比   | 対前回    |
| 学校に行けていない (ときどきも含む)            | 23  | 6.1%  | +3.8pt |
| 保健室登校 (別室登校) している              | 3   | 0.8%  | +0.5pt |
| いじめにあっている                      | 5   | 1.3%  | +0.6pt |
| 塾などに行かせたいが、経済的に余裕がなく、教育費に困っている | 34  | 9.0%  | ▲0.2pt |
| 精神疾患などがある                      | 8   | 2.1%  | ▲0.2pt |
| 学校に行く意欲がない                     | 9   | 2.4%  | ▲0.6pt |
| 授業についていけない                     | 35  | 9.3%  | +2.1pt |
| 学習習慣が身についていない                  | 44  | 11.6% | ▲0.2pt |
| 基本的な生活習慣が身についていない              | 17  | 4.5%  | ▲2.1pt |
| その他                            | 12  | 3.2%  | ▲1.1pt |
| 現在、困っていることはない                  | 271 | 71.7% | +4.9pt |
| 無回答                            | 8   | 2.1%  | +0.5pt |
| 合計                             | 469 |       |        |

※ 構成比は、回答数 (選択した回答数) / 回答世帯数 (378)

② 問題解決のための相談先（問 12-2）

（補問 12-2）あなたの家庭では、就学上の問題を解決するため、だれかと相談していますか。主なものを次の中から最大3つまで選んでください。

就学上の問題があると回答した世帯について、就学上の問題を解決するための相談先をみると、「子ども本人と話し合っている」（51.4%）が最も多く、次いで、「学校」（45.9%）、「家族・親戚」（29.7%）などとなった。

|                         | 回答数 | 構成比   | n=111<br>対前回 |
|-------------------------|-----|-------|--------------|
| 相談したいが、どこに相談してよいかわからない  | 5   | 4.5%  | —            |
| 子ども本人と話し合っている           | 57  | 51.4% | ▲8.0pt       |
| 学校                      | 51  | 45.9% | +2.3pt       |
| 隣保館・児童館                 | 14  | 12.6% | +0.7pt       |
| 友だち・同僚                  | 17  | 15.3% | ▲3.5pt       |
| 家族・親戚                   | 33  | 29.7% | +1.0pt       |
| 教育委員会                   | 2   | 1.8%  | +1.8pt       |
| 専門の相談機関（児童相談所やカウンセラーなど） | 14  | 12.6% | +8.6pt       |
| 民生委員・児童委員               | 0   | 0.0%  | 0pt          |
| 何もしていない                 | 14  | 12.6% | +6.7pt       |
| その他                     | 10  | 9.0%  | +4.0pt       |
| 無回答                     | 4   | 3.6%  | ▲8.3pt       |
| 合計                      | 221 |       |              |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（111）

## 5) 就労

### (1) 家計を支える主な収入（問 13）

（問 13）あなたの家庭の家計を支えている主な収入は何ですか。次の中から 1 つだけ選んでください。

家計を支えている主な収入をみると、「年金」（36.7%）が最も多く、次いで、「正規の職員・従業者としての仕事による収入、役員等の報酬」（29.0%）、「派遣・パート・アルバイト・内職などの仕事による収入」（8.7%）などとなった。

| N=2,083                     |       |        |        |
|-----------------------------|-------|--------|--------|
|                             | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| 正規の職員・従業者としての仕事による収入、役員等の報酬 | 604   | 29.0%  | +3.2pt |
| 派遣・パート・アルバイト・内職などの仕事による収入   | 182   | 8.7%   | ▲2.2pt |
| 自営の仕事による収入                  | 124   | 6.0%   | +1.2pt |
| 身内、親戚などからの援助                | 5     | 0.2%   | ▲0.5pt |
| 年金（老齢年金・障害年金など）             | 764   | 36.7%  | +0.3pt |
| 失業保険・生活保護・その他給付金            | 177   | 8.5%   | ▲1.5pt |
| その他                         | 115   | 5.5%   | +0.4pt |
| 無回答                         | 112   | 5.4%   | ▲0.8pt |
| 合計                          | 2,083 | 100.0% |        |

### (2) 就労希望の有無（問 14）

（問 14）あなたの家庭では、（現在働いている方以外で）何か収入になる仕事をしたいと思っている方がいますか。

仕事をしたいと思う者の有無をみると、仕事をしたいと思っている者がいる世帯が、13.2%であり、うち、求職活動を行っているとしたものが、5.5%となった。

| N=2,083                      |       |        |        |
|------------------------------|-------|--------|--------|
|                              | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| 仕事をしたいと思っていて、仕事を探している者がいる    | 115   | 5.5%   | +0.7pt |
| 仕事をしたいと思っている者がいるが、仕事を探してはいない | 160   | 7.7%   | +0.6pt |
| いない                          | 1,691 | 81.2%  | +1.0pt |
| 無回答                          | 140   | 6.7%   | ▲1.2pt |
| 合計                           | 2,106 | 101.1% |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

① 求職の方法（補問 14-1）

（補問 14-1）どのような方法で仕事を探していますか。主なものを次の中から最大3つまで選んでください。

具体的に仕事を探している者について、その求職の方法をみると、「ハローワーク等に申込み」（46.1%）が最も多く、次いで、「広告・求人情報誌などでの情報収集」（35.7%）、「知人などに相談・紹介依頼」（21.7%）などとなった。

|                      | 回答数 | 構成比   | n=115<br>対前回 |
|----------------------|-----|-------|--------------|
| ハローワーク（公共職業安定所）等に申込み | 53  | 46.1% | ▲11.0pt      |
| 事業所に直接申込み            | 5   | 4.3%  | ▲1.2pt       |
| 隣保館に相談               | 11  | 9.6%  | ▲5.8pt       |
| 民間団体に相談・紹介依頼         | 1   | 0.9%  | ▲0.2pt       |
| 知人などに相談・紹介依頼         | 25  | 21.7% | ▲8.0pt       |
| 広告・求人情報誌などでの情報収集     | 41  | 35.7% | +0.5pt       |
| 人材派遣会社に登録            | 4   | 3.5%  | ▲8.6pt       |
| その他                  | 11  | 9.6%  | +5.2pt       |
| 無回答                  | 2   | 1.7%  | ▲1.6pt       |
| 合計                   | 153 |       |              |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（115）

② 仕事を探していない理由（補問 14-2）

（補問 14-2）仕事を探していない理由は何ですか。次の中から理由として一番大きいものを1つだけ選んでください。

何か収入になる仕事をしたいが、求職活動は行っていない者について、その理由をみると、「高齢のため」（36.3%）が最も多く、次いで、「自分の希望する仕事がありそうにない」（13.8%）、「病気やけがのため」（12.5%）、「障害のため」（10.0%）などとなった。

|                   | 回答数 | 構成比    | n=160<br>対前回 |
|-------------------|-----|--------|--------------|
| 以前探したが見つからなかった    | 7   | 4.4%   | ▲0.8pt       |
| 自分の希望する仕事がありそうにない | 22  | 13.8%  | +4.8pt       |
| 自分の知識・能力に自信がない    | 5   | 3.1%   | ▲0.6pt       |
| 病気やけがのため          | 20  | 12.5%  | ▲3.9pt       |
| 障害のため             | 16  | 10.0%  | +4.0pt       |
| 高齢のため             | 58  | 36.3%  | +7.2pt       |
| 家事・育児や通学などで忙しいため  | 5   | 3.1%   | ▲5.9pt       |
| 家族の介護・看護のため       | 8   | 5.0%   | ▲1.7pt       |
| その他               | 14  | 8.8%   | ▲5.4pt       |
| 無回答               | 5   | 3.1%   | +2.4pt       |
| 合計                | 160 | 100.1% |              |

③ 希望する仕事の形態（補問 14-3）

（補問 14-3） どのような形態の仕事を希望していますか。次の中から 1 つだけ選んでください。

何か収入になる仕事をしたいと思っている者が、どのような形態の仕事を希望しているかについてみると、「派遣・パート・アルバイトの仕事をしたい」（35.3%）が最も多く、次いで、「家庭で内職をしたい」（12.3%）、「正規の職員・従業員として雇われたい」（8.3%）などとなった。

|                     | 回答数 | 構成比    | n=252<br>対前回 |
|---------------------|-----|--------|--------------|
| 正規の職員・従業員として雇われたい   | 21  | 8.3%   | ▲7.3pt       |
| 派遣・パート・アルバイトの仕事をしたい | 89  | 35.3%  | ▲1.6pt       |
| 自分で事業を起こしたい         | 8   | 3.2%   | +1.0pt       |
| 自営業を手伝いたい           | 4   | 1.6%   | ▲2.0pt       |
| 家庭で内職をしたい           | 31  | 12.3%  | ▲0.6pt       |
| その他                 | 28  | 11.1%  | +4.9pt       |
| 無回答                 | 71  | 28.2%  | +5.5pt       |
| 合計                  | 252 | 100.0% |              |

6) 人権侵害

(1) 人権侵害の有無（問 15）

（問 15） あなたやあなたの家族が、今までに、人権を侵害されたことがありますか。

人権侵害の有無についてみると、今までに人権を侵害されたことが「ある」とした者が、28.9%となった。

|     | 回答数   | 構成比    | N=2,083<br>対前回 |
|-----|-------|--------|----------------|
| ある  | 601   | 28.9%  | ▲1.3pt         |
| ない  | 1,382 | 66.3%  | +2.1pt         |
| 無回答 | 100   | 4.8%   | ▲0.9pt         |
| 合計  | 2,083 | 100.0% |                |

① 人権侵害の時期（補問 15-1）

（補問 15-1）それはいつですか。

人権侵害を受けた時期について、「20年よりも前」（40.6%）が最も多く、ついで「5年以内」（22.1%）、「20年以内」（17.1%）などとなっている。

|         | n=601 |       |        |
|---------|-------|-------|--------|
|         | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| 5年以内    | 133   | 22.1% | ▲0.4pt |
| 10年以内   | 89    | 14.8% | ▲3.3pt |
| 20年以内   | 103   | 17.1% | ▲1.8pt |
| 20年よりも前 | 244   | 40.6% | +2.9pt |
| 無回答     | 32    | 5.3%  | +2.5pt |
| 合計      | 601   | 99.9% |        |

② 人権侵害の内容（補問 15-2）

（補問 15-2）どのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。その内容について、あてはまるものをすべて選んでください。

人権侵害があったと回答した者について、その内容をみると、「生まれた土地など、出身を理由とした差別」（60.4%）が最も多く、次いで、「あらぬうわさ、悪口、かげ口」（37.8%）、「なかまはずれ、嫌がらせ」（20.1%）などとなった。

|                           | n=601 |       |        |
|---------------------------|-------|-------|--------|
|                           | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| あらぬうわさ、悪口、かげ口             | 227   | 37.8% | +0.6pt |
| なかまはずれ、嫌がらせ               | 121   | 20.1% | +0.6pt |
| 名誉や信用を傷つけられた、侮辱された        | 102   | 17.0% | ▲3.7pt |
| 生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別） | 363   | 60.4% | ▲3.5pt |
| 信条、性別、障害などを理由とした差別        | 20    | 3.3%  | 0pt    |
| プライバシーの侵害                 | 55    | 9.2%  | ▲2.7pt |
| インターネットやスマホ（SNS）上での誹謗中傷   | 20    | 3.3%  | —      |
| 学校での不当な待遇                 | 31    | 5.2%  | ▲1.3pt |
| 職場での不当な待遇                 | 50    | 8.3%  | ▲3.1pt |
| パワー・ハラスメント                | 58    | 9.7%  | +0.8pt |
| セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）    | 11    | 1.8%  | +0.9pt |
| ストーカー行為                   | 6     | 1.0%  | ▲0.8pt |
| 家庭内暴力（配偶者やパートナーから）        | 12    | 2.0%  | ▲1.2pt |
| 児童虐待                      | 4     | 0.7%  | +0.2pt |
| その他                       | 27    | 4.5%  | ▲1.3pt |
| 無回答                       | 9     | 1.5%  | ▲0.6pt |
| 合計                        | 1,116 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（601）



③ 最も深く心に残る人権侵害（補問 15-3）

（補問 15-3）補問 15-2 で選んだ中から、一番深く心に残っているものを1つだけ選んでください。

人権侵害があったと回答した者について、一番深く心に残っている人権侵害の内容をみると、「生まれた土地など、出身を理由とした差別」（45.3%）が最も多く、次いで、「あらぬうわさ、悪口、かげ口」（10.8%）、「なかまはずれ、嫌がらせ」（7.7%）などとなった。

|                           | 回答数 | 構成比    | n=601<br>対前回 |
|---------------------------|-----|--------|--------------|
| あらぬうわさ、悪口、かげ口             | 65  | 10.8%  | ▲0.3pt       |
| なかまはずれ、嫌がらせ               | 46  | 7.7%   | +2.4pt       |
| 名誉や信用を傷つけられた、侮辱された        | 38  | 6.3%   | ▲1.8pt       |
| 生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別） | 272 | 45.3%  | ▲8.2pt       |
| 信条、性別、障害などを理由とした差別        | 6   | 1.0%   | +0.3pt       |
| プライバシーの侵害                 | 9   | 1.5%   | ▲1.3pt       |
| インターネットやスマホ（SNS）上での誹謗中傷   | 5   | 0.8%   | —            |
| 学校での不当な待遇                 | 7   | 1.2%   | ▲1.3pt       |
| 職場での不当な待遇                 | 15  | 2.5%   | +0.2pt       |
| パワー・ハラスメント                | 21  | 3.5%   | +0.7pt       |
| セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）    | 3   | 0.5%   | +0.5pt       |
| ストーカー行為                   | 1   | 0.2%   | 0pt          |
| 家庭内暴力（配偶者やパートナーから）        | 6   | 1.0%   | ▲0.4pt       |
| 児童虐待                      | 1   | 0.2%   | 0pt          |
| その他                       | 15  | 2.5%   | ▲1.4pt       |
| 無回答                       | 91  | 15.1%  | +9.7pt       |
| 合計                        | 601 | 100.1% |              |

④ 人権侵害があった時の対応（補問 15-4）

（補問 15-4）補問 15-3 でお答えいただいた一番深く心に残っている人権侵害があったとき、どのような対応をされましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

人権侵害があったと回答した者について、一番深く心に残っている人権侵害を受けた際の対応についてみると、「何もせず我慢した・無視した」（43.1%）が最も多く、次いで「第三者に相談した」（35.6%）、「相手に抗議するなどした」（18.8%）などとなった。

|                        | 回答数 | 構成比   | n=601<br>対前回 |
|------------------------|-----|-------|--------------|
| 第三者（親族、相談機関、学校など）に相談した | 214 | 35.6% | +2.6pt       |
| 何もせず我慢した・無視した          | 259 | 43.1% | ▲6.9pt       |
| 相手に抗議するなどした            | 113 | 18.8% | +1.6pt       |
| その他                    | 31  | 5.2%  | +1.0pt       |
| 無回答                    | 30  | 5.0%  | ▲2.4pt       |
| 合計                     | 647 |       |              |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（601）

⑤ 相談した機関（補問 15-5）

（補問 15-5）それは、どこに相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

人権侵害があったと回答した者が、一番深く心に残っている人権侵害を受けた際の対応で、「第三者（親族、相談機関、学校など）に相談した」とする者について、その相談先をみると、「家族に相談した」（50.5%）が最も多く、次いで、「友だち・同僚に相談した」（27.6%）、「学校に相談した」（15.0%）などとなった。

|                        | 回答数 | 構成比   | n=214<br>対前回 |
|------------------------|-----|-------|--------------|
| 友だち・同僚に相談した            | 59  | 27.6% | +1.5pt       |
| 家族に相談した                | 108 | 50.5% | ▲4.3pt       |
| 親戚に相談した                | 25  | 11.7% | ▲2.7pt       |
| 職場の上司に相談した             | 16  | 7.5%  | ▲2.1pt       |
| 弁護士に相談した               | 11  | 5.1%  | +1.4pt       |
| 法務局または人権擁護委員に相談した      | 6   | 2.8%  | +2.3pt       |
| 県庁・市役所・町役場に相談した        | 19  | 8.9%  | ▲1.7pt       |
| 隣保館・児童館に相談した           | 23  | 10.7% | ▲6.3pt       |
| 学校に相談した                | 32  | 15.0% | +0.6pt       |
| 警察に相談した                | 7   | 3.3%  | ▲3.6pt       |
| 人権に関する民間団体に相談した        | 14  | 6.5%  | ▲0.4pt       |
| 地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した | 7   | 3.3%  | +1.2pt       |
| その他                    | 15  | 7.0%  | +3.3pt       |
| 無回答                    | 1   | 0.5%  | ▲1.1pt       |
| 合計                     | 343 |       |              |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（214）

⑥ 解決・未解決の別（補問 15-6）

（補問 15-6）補問 15-3 でお答えいただいた一番深く心に残っている人権侵害は、その後、解決しましたか。

一番深く心に残っている人権侵害について、その後「解決した」のは 25.0%と 4分の1にとどまり、「解決しなかった」のは 66.7%となった。

|         | 回答数 | 構成比    | n=601<br>対前回 |
|---------|-----|--------|--------------|
| 解決した    | 150 | 25.0%  | ▲0.3pt       |
| 解決しなかった | 401 | 66.7%  | +1.8pt       |
| 判断不能    | 6   | 1.0%   | +1.0pt       |
| 無回答     | 44  | 7.3%   | ▲2.5pt       |
| 合計      | 601 | 100.0% |              |

⑦ 解決方法（補問 15-7）

（補問 15-7）それは、どのような方法で解決しましたか。次の中から1つだけ選んでください。

一番深く心に残っている人権侵害が解決したとする者について、その解決方法をみると、「双方が話し合いをし、和解した」（40.7%）が最も多く、次いで、「第三者（親族、相談機関、学校など）が間に入り、和解した」（18.7%）、「第三者（親族、相談機関、学校など）を通し、相手に自分の思いを伝えてもらった結果、謝ってきた」（7.3%）となった。

| n=150   |     |        |        |
|---|-----|--------|--------|
|   | 回答数 | 構成比    | 対前回    |
| 双方が話し合いをし、和解した                                | 61  | 40.7%  | +0.4pt |
| 第三者（親族、相談機関、学校など）が間に入り、和解した                   | 28  | 18.7%  | +0.6pt |
| 第三者（親族、相談機関、学校など）を通し、相手に自分の思いを伝えてもらった結果、謝ってきた | 11  | 7.3%   | ▲3.1pt |
| その他   | 48  | 32.0%  | +4.2pt |
| 無回答   | 2   | 1.3%   | ▲2.2pt |
| 合計  | 150 | 100.0% |        |

⑧ 未解決理由（補問 15-8）

（補問 15-8）なぜ、解決しなかったのですか。次の中から1つだけ選んでください。

人権侵害が未解決の理由について、「相手に言わなかった」（56.6%）が最も多く、次いで「相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった」（15.0%）、「その場では謝ってくれたが、理解してくれたとは思えず、もやもやした気持ちが残った」（11.0%）の順に多くなっている。

また、たとえ回答数として僅かであっても、「第三者（親族、相談機関、学校など）を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった」（3.7%）は、看過できるものではない。

| n=401   |     |        |        |
|---|-----|--------|--------|
|   | 回答数 | 構成比    | 対前回    |
| 相手に言わなかった   | 227 | 56.6%  | +4.2pt |
| 相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった                            | 60  | 15.0%  | +0.4pt |
| 第三者（親族、相談機関、学校など）を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった | 15  | 3.7%   | ▲0.9pt |
| その場では謝ってくれたが、理解してくれたとは思えず、もやもやした気持ちが残った           | 44  | 11.0%  | ▲1.7pt |
| その他   | 40  | 10.0%  | ▲3.8pt |
| 無回答   | 15  | 3.7%   | +1.8pt |
| 合計  | 401 | 100.0% |        |

(2) 人権侵害の増減 (問 16)

(問 16) 5～6年前と比較して人権が侵害されるようなことは少なくなってきたと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

人権が侵害される事例の5～6年前と比較した状況についてどう感じているかをみると、「少なくなってきた」(31.4%)が最も多く、次いで、「あまり変わらない」(25.7%)となり、「多くなってきた」は4.3%だった。一方で、「わからない」との回答が28.9%あった。

| N=2,083  |       |       |        |
|----------|-------|-------|--------|
|          | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
| 少なくなってきた | 655   | 31.4% | +1.2pt |
| あまり変わらない | 536   | 25.7% | ▲4.0pt |
| 多くなってきた  | 90    | 4.3%  | +1.4pt |
| わからない    | 603   | 28.9% | ▲0.7pt |
| 無回答      | 199   | 9.6%  | +1.9pt |
| 合計       | 2,083 | 99.9% |        |

(3) 差別的な言動への対応 (問 17)

(問 17) もし、あなたが、女性や障害者、同和問題などの人権問題についての差別的な言葉や動作を見聞きしたとき、あなたはどのようにすると思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

差別的な言動等を見聞きしたときの対応についてみると、「差別は間違いであると指摘する」(38.8%)が最も多く、次いで、「何もせずに黙っている」(17.5%)、「話題を変えるよう努力する」(11.5%)などとなった。

| N=2,083        |       |        |        |
|----------------|-------|--------|--------|
|                | 回答数   | 構成比    | 対前回    |
| 差別は間違いであると指摘する | 809   | 38.8%  | ▲0.3pt |
| 何もせずに黙っている     | 365   | 17.5%  | ▲1.6pt |
| 相手(の話)に合わせる    | 72    | 3.5%   | ▲0.2pt |
| 話題を変えるよう努力する   | 240   | 11.5%  | +1.1pt |
| 隣保館や行政機関に相談する  | 188   | 9.0%   | ▲0.3pt |
| 知人や民間団体に相談する   | 49    | 2.4%   | +0.2pt |
| 人権擁護機関に相談する    | 41    | 2.0%   | +0.6pt |
| その他            | 132   | 6.3%   | ▲0.7pt |
| 無回答            | 187   | 9.0%   | +1.3pt |
| 合計             | 2,083 | 100.0% |        |

7) その他

(1) その他困っていること (問 18)

(問 18) 健康・教育・就労・人権についてお尋ねしてきましたが、それ以外で、あなたまたはあなたの家族が、困っている、相談したいと思っていることはありますか。次の中からいくつかでも選んでください。

健康・教育・就労・人権以外で困っている、相談したいと思っていることについてみると、「経済的な面」(12.3%)が最も多く、次いで「一人暮らし」(9.6%)「住まいの環境」(7.2%)などとなっているが、一方で、半数以上が「特にない」(59.4%)と回答した。

|               |       |       | N=2,083 |
|---------------|-------|-------|---------|
|               | 回答数   | 構成比   | 対前回     |
| 特にない          | 1,238 | 59.4% | +0.5pt  |
| 経済的な面         | 256   | 12.3% | ▲12.1pt |
| 一人暮らし         | 200   | 9.6%  | +1.2pt  |
| 子育て           | 66    | 3.2%  | ▲0.1pt  |
| 住まいの環境        | 149   | 7.2%  | ▲1.8pt  |
| 家族関係          | 50    | 2.4%  | ▲0.1pt  |
| 近隣との関係        | 108   | 5.2%  | +0.5pt  |
| 家族・近隣以外との人間関係 | 36    | 1.7%  | ▲0.1pt  |
| 行政制度          | 105   | 5.0%  | —       |
| その他           | 44    | 2.1%  | 0pt     |
| 無回答           | 189   | 9.1%  | +1.0pt  |
| 合計            | 2,441 |       |         |

※ 構成比は、回答数(選択した回答数) / 回答世帯数(2,083)

(2) 関心がある人権課題（問 19）

（問 19）日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。次の中からいくつでも選んでください。

関心がある人権課題をみると「同和問題」（32.5%）が最も多く、次いで、「高齢者」（30.8%）、「障害者」「インターネットによる人権侵害」（同率 28.1%）などとなっている。

|                                 | 回答数   | 構成比   | 対前回    |
|---------------------------------|-------|-------|--------|
| 女性                              | 410   | 19.7% | +2.1pt |
| 子ども                             | 415   | 19.9% | ▲2.4pt |
| 高齢者                             | 642   | 30.8% | ▲3.9pt |
| 障害者                             | 585   | 28.1% | ▲1.3pt |
| 同和問題                            | 677   | 32.5% | ▲2.8pt |
| 外国人                             | 169   | 8.1%  | ▲0.9pt |
| ハンセン病回復者、HIV 感染者など              | 134   | 6.4%  | ▲2.9pt |
| 犯罪被害者など                         | 141   | 6.8%  | ▲1.0pt |
| インターネットによる人権侵害                  | 586   | 28.1% | +3.6pt |
| アイヌの人々                          | 90    | 4.3%  | ▲0.5pt |
| 刑を終えて出所した人                      | 137   | 6.6%  | ▲0.2pt |
| 性的少数者（同性愛や両性愛の人、性別違和の人（LGBT）など） | 268   | 12.9% | ▲7.2pt |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者など             | 215   | 10.3% | ▲2.5pt |
| ホームレス                           | 109   | 5.2%  | ▲0.8pt |
| 人身取引                            | 84    | 4.0%  | ▲1.7pt |
| 東日本大震災に伴う人権課題                   | 184   | 8.8%  | ▲6.0pt |
| 新型コロナウイルス感染症                    | 340   | 16.3% | —      |
| その他                             | 27    | 1.3%  | +0.1pt |
| 特にない                            | 390   | 18.7% | ▲3.4pt |
| 無回答                             | 173   | 8.3%  | +0.4pt |
| 合計                              | 5,776 |       |        |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

(3) 知っている法律等（問 20）

（問 20）人権にかかわる法律、条例、計画、啓発行事のうち、あなたが知っているものはどれですか。次の中からいくつでも選んでください。

人権に関する法律、条例等については「世界人権宣言」（40.3%）が最も多く、次いで、「人権週間（12月4日～10日）」（37.3%）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（27.5%）などとなっている。

|  | 回答数   | 構成比   | 対前回     |
|--|-------|-------|---------|
|  |       |       | N=2,083 |
| 世界人権宣言   | 840   | 40.3% | +3.7pt  |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律                              | 366   | 17.6% | ▲0.2pt  |
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）                 | 384   | 18.4% | —       |
| 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） | 309   | 14.8% | ▲2.3pt  |
| 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）                      | 572   | 27.5% | ▲2.2pt  |
| 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例                            | 233   | 11.2% | ▲2.3pt  |
| 香川県人権教育・啓発に関する基本計画                               | 253   | 12.1% | ▲2.1pt  |
| 住んでいる市町の人権に関する条例                                 | 189   | 9.1%  | —       |
| 憲法週間（5月1日～7日）                                    | 333   | 16.0% | ▲1.6pt  |
| 人権擁護委員の日（6月1日）                                   | 174   | 8.4%  | —       |
| 同和問題啓発強調月間（8月）                                   | 519   | 24.9% | ▲4.0pt  |
| 人権週間（12月4日～10日）                                  | 778   | 37.3% | ▲3.3pt  |
| 無回答  | 680   | 32.6% | ▲2.4pt  |
| 合計   | 5,630 |       |         |

※ 構成比は、回答数（選択した回答数）／回答世帯数（2,083）

8) 隣保館利用対象世帯の生活状況とニーズの状況

受けたいと思う保健福祉サービス [問 8] については、回答者の多くが高齢者であるため、「そうじや買い物など、家事のサービス」や「通院など外出時の介助」といった身の回りの世話や日常生活の支援に関しての回答が多くなっている。

また、病院以外での相談できる機関 [補問 10-2] に関しても、福祉事務所や市役所、町役場といった行政と社会福祉協議会や障害者福祉サービス事業所などの福祉の専門機関が多数を占めているのは、回答者の多くが高齢者であることを考えれば当然のことであろう。そのような中、保健福祉行政や社会福祉の機関に次いで、隣保館（16.9%）の利用が高くなっている。隣保館の福祉の制度やサービスの対象とならない日常生活の困りごとなどにも迅速に対応する、地域住民の実情に合わせた活動は瞠目に値する。

サービス受給時の問題点 [問 9] として、「どこに相談してよいのかわからなかった」（14.8%）、「どこまで支援してくれるのかわからなかった」（14.3%）、「保健・福祉サービスを受けたことがない」（14.2%）といった回答がみられるが、これらの回答は、地域住民の要望としてとらえ、リアルタイムで情報提供できる SNS やインターネットの活用、市町の保健福祉担当部署や社会福祉協



議会と連携して隣保館の活動や役割を紹介することで対応できる。

教育については、回答者が高齢者であることと少子化が関係しているのか、回答数は全体の5分の1程度(18.1%)となっている。修学上困っていること[12-1]の設問に対して、「現在、困っていることはない」(71.7%)が最も多くなっている。ただ、教育を当たり前を受け、学力を身につけることは、部落差別に向き合う知性と理性を身につけることにもなり、将来的には部落差別の解消に益する<sup>6</sup>ことになるものとする。それゆえ、「授業についていけない」(9.3%)、「学校に行けていない(ときどきも含む)」(6.1%)、「基本的な生活習慣が身につけていない」(4.5%)は、回答数が少ないとはいえども看過することはできない。

これらの回答に対する対応として、隣保館で行う学習会などの複数人を対象とした活動もさることながら、子どもの生活と学力に合わせた、個別の教育支援を検討する必要がある<sup>7</sup>。ただ、個別の教育支援は、報告者のこれまでの経験からすると、家庭教育の負の文化遺産の継承が考えられるため<sup>8</sup>、子どもと家庭の状況を確認したうえで、教育や福祉との連携<sup>9</sup>のもと、その子どもや家庭、また地域の状況に合わせた支援の方法を検討する必要がある。

就労については、「家計を支える主な収入」[問13]は、回答者が高齢者であることが関係してか「年金(老齢年金・障害年金など)」(36.7%)が最も多く、次いで、「正規の職員・従業者としての仕事による収入、役員等の報酬」(29.0%)となっている。また、「就労希望の有無」(問14)に関しては、「いない」(81.2%)と最も多く、逆に「仕事をしたいと思っていて、仕事を探しているものがある」(5.5%)が最も少ない。

具体的に仕事を探している者について、その求職の方法[14-1]をみると、「ハローワーク(公共職業安定所)等に申込み」(46.1%)が最も多く、次いで、「広告・求人情報誌などでの情報収集」(35.7%)、「知人などに相談・紹介依頼」(21.7%)などとなっている。「隣保館に相談」に関しては、過去3回の調査においても回答数は少なく10%強となっているが、今回の調査ではさらに少なく、10%を切っている。

「同和対策事業特別措置法」(以下、特別措置法)が施行して間もない1970年代は、当事者の運動団体が、就職の機会均等を求めて闘わなければならないほど就職差別が厳しい時代であった。そのような時代にあって、ハローワーク(公共職業安定所)は、唯一と言って良いほど地域住民の就労支援を行ってきた。特別措置法による取り組みが進むにつれ、企業の姿勢にも変化がみられ

---

<sup>6</sup> 『同和対策審議会答申』(1963年)、第3部 同和対策の具体案、4. 教育問題に関する対策、(2) 具体的方策、(b) 学力の向上措置に示されていることが、今日においても十分通用する。

<sup>7</sup> 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]』(2008年3月)、第2章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実、3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携、(1) 家庭・地域との連携を参照

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm))

<sup>8</sup> 学童期や青年期の被差別部落の子どもを抱える親の多くは、心無い教育差別によって、当たり前で教育を受ける機会を奪われ、子どもの教育をどのようにしたらよいか分からなかった。今日でも同様のことがしばしばみられる。たとえば、被差別部落の親たちの求めに応じて、これまで何人かの大学生を家庭教師として被差別部落児童の家庭に派遣したが、そのほとんどの教育実態は、根本的に50年前とほぼ変わらなかった。

<sup>9</sup> 県内の教育委員会は、教育と福祉を視野に入れた支援を行うスクールソーシャルワーカーを積極的に採用している。スクールソーシャルワーカーの中には、学校から被差別部落に出向き支援を行うスクールソーシャルワーカーもいる。

るようになり、また SNS やインターネットなどを利用して求職活動が容易になったことで、隣保館が事業で行う就労相談は、一旦役割を終えたと考えても良いのではなかろうか。

人権については、「人権侵害を受けた時期」[問 15-1] が「5 年以内」(22.1%) が 5 分の 1 もあり、「人権侵害の内容」[問 15-2] も「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」(60.4%) と、回答の 6 割が「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」を受けている。日本政府が、2016 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行したにもかかわらず、差別の現状は相変わらず厳しく、隣保館を基軸に部落差別解消に向けた取り組みに期待するものである。

注目すべきは、人権侵害の内容で「生まれた土地など、出身を理由とした差別（部落差別）」の多さもさることながら、差別を受けた当事者の対応と相談先である。「人権侵害があった時の対応」[問 15-4] として「何もせず我慢した・無視した」(43.1%)、「第三者（親族、相談機関、学校など）に相談した」(35.6%) となっており、また、「相談した機関」[問 15-5] は、「家族に相談した」(50.5%) となっていることから、部落差別の厳しさと解決の術が分からず、怒りを覚えながらも泣き寝入りしたとしか考えられない。

ただ、「相談した機関」[問 15-5] で、家族や友人などの身近な者を除けば、「学校に相談した」(15.0%)、「隣保館・児童館に相談した」(10.7%) となっており、司法機関や行政機関よりも隣保館への相談する割合が高くなっている。地域住民が、地域と共に歩む隣保館への期待の高さがうかがえる。まさに、隣保館は、人権啓発活動などを通して、人権と福祉のまちづくり実践を展開している。(図 1)

また、「差別的な言動への対応」[問 17] では、ただ泣き寝入りするだけでなく、「差別は間違いであると指摘する」(38.8%) の回答が、「何もせずに黙っている」(17.5%)、「話題を変えるよう努力する」(11.5%) の消極的とも取れる回答よりも多いことは評価できる。行政による人権啓発活動や価値観の変化が、多様性を容認する環境を育み、さらに、隣保館の地域住民に寄り添った活動が、差別に立ち向かう地域住民を支えているのではなかろうか。

「その他困っていること」[問 18] で「特にない」(59.4%) を除けば、「経済的な面」(12.3%)、「一人暮らし」(9.6%) が多くなっており、支援を必要とする高齢者の生活実態が見えてくる。「100 円モーニング」の取り組みや「館だより」の発行は、地域の中で孤立しがちな高齢者の支援において重要な役割を果たす。

また、「関心がある人権課題」[問 19] では、「同和問題」(32.5%) が、「高齢者」(30.8%)、「インターネットによる人権侵害」(28.1%) と他の課題に比べて高くなっており、地域住民の差別に怯え不安を抱く姿が容易に想像でき、部落差別の根深さがうかがえる。たとえ、経済状況や生活環境が向上したとしても、出自による劣等感やコンプレックスは、個人の心の中に深く突き刺さったままであることが多い。差別は理不尽で許されることではないと解っていても、差別を受け

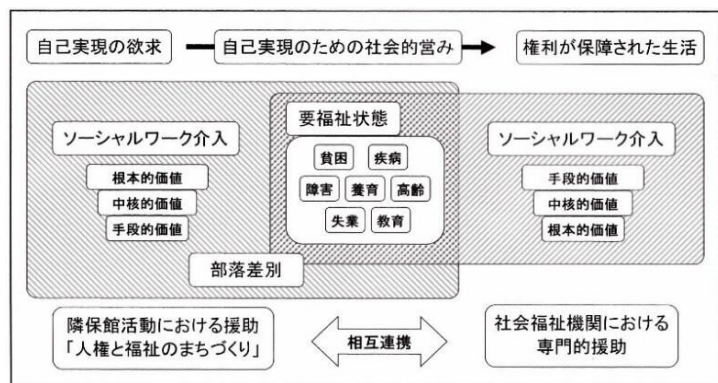


図1 ソーシャルワークの価値・倫理に基づいた実践のための相互連携 (富島, 2010)

た時に、一人で差別に立ち向かうのは、経験からして不安と孤独に駆られるものである。これは、差別の種別に関係なく、差別される側の者が共通して抱く心情であろう。

隣保館は、差別されて疲弊した心身を癒し支えてくれる頼れる存在であり、スティグマからの解放と人としての尊厳を守る、人権擁護の橋頭堡でなくてはならない。

### 3. 生活上の課題と隣保館の利用

#### 1) 保健・福祉サービスの現状と隣保館の課題

受けたいと思う保健福祉サービスと、サービス受給時の問題点との関連について調べた。「掃除や買い物など、家事のサービス」「通院など外出時の介助」「生活相談」「子育て相談」「住宅相談」「健康づくり」「生きがいづくり」「気軽に集える場所づくり」「配食サービス」「複数の人が集まったの会食」「その他」については、「どこに相談してよいかわからなかった」を選択した人数の割合が最も高かった。「子育て相談」については4割以上の人を選択していることがわかった。また、「財産や金銭などの管理」「就職相談」「健康づくり」「気軽に集える場所づくり」については、「どこに相談してよいかわからなかった」を選択した人数の割合が最も高かった。

|                     |                  | サービス受給時の問題点（問9）   |                 |                       |                     |                  |                  |    |
|---------------------|------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|---------------------|------------------|------------------|----|
|                     |                  | どこに相談してよいかわからなかった | 係の人にいろいろ聞かれて困った | 自分(家族)の状態をうまく説明できなかった | どこまで支援してくれるかわからなかった | 係の人によって説明が違い混乱した | 係の人の説明がよくわからなかった |    |
| 受けたいと思う保健福祉サービス（問8） | 掃除や買い物など、家事のサービス | n                 | 70              | 13                    | 10                  | 54               | 23               | 25 |
|                     |                  | %                 | 29              | 5                     | 4                   | 22               | 10               | 10 |
|                     | 通院など外出時の介助       | n                 | 80              | 8                     | 13                  | 64               | 19               | 27 |
|                     |                  | %                 | 32              | 3                     | 5                   | 26               | 8                | 11 |
|                     | 財産や金銭などの管理       | n                 | 4               | 1                     | 1                   | 3                | 0                | 1  |
|                     |                  | %                 | 27              | 7                     | 7                   | 20               | 0                | 7  |
|                     | 生活相談（制度の説明など）    | n                 | 109             | 15                    | 17                  | 76               | 29               | 27 |
|                     |                  | %                 | 33              | 4                     | 5                   | 23               | 9                | 8  |
|                     | 子育て相談            | n                 | 35              | 4                     | 2                   | 15               | 7                | 9  |
|                     |                  | %                 | 43              | 5                     | 2                   | 18               | 9                | 11 |
|                     | 住宅相談（制度の説明など）    | n                 | 36              | 9                     | 8                   | 28               | 14               | 12 |
|                     |                  | %                 | 26              | 7                     | 6                   | 20               | 10               | 9  |
|                     | 就職相談             | n                 | 13              | 5                     | 6                   | 13               | 8                | 10 |
|                     |                  | %                 | 17              | 7                     | 8                   | 17               | 11               | 13 |
|                     | 健康づくり            | n                 | 89              | 10                    | 7                   | 64               | 16               | 23 |
|                     |                  | %                 | 30              | 3                     | 2                   | 22               | 5                | 8  |
|                     | 生きがいづくり          | n                 | 81              | 4                     | 2                   | 50               | 13               | 20 |
|                     |                  | %                 | 33              | 2                     | 1                   | 20               | 5                | 8  |
| 気軽に集える場所づくり         | n                | 89                | 11              | 7                     | 61                  | 18               | 21               |    |
|                     | %                | 29                | 4               | 2                     | 20                  | 6                | 7                |    |
| 配食サービス              | n                | 35                | 9               | 7                     | 30                  | 15               | 12               |    |
|                     | %                | 25                | 6               | 5                     | 21                  | 11               | 8                |    |
| 複数の人が集まったの会食        | n                | 20                | 4               | 0                     | 10                  | 4                | 4                |    |
|                     | %                | 30                | 6               | 0                     | 15                  | 6                | 6                |    |
| その他                 | n                | 10                | 2               | 1                     | 5                   | 4                | 2                |    |
|                     | %                | 31                | 6               | 3                     | 16                  | 13               | 6                |    |

※ %は、問8の各項目の人数全体に対する、問9の各項目別の人数の割合

## 2) 要介護者支援の現状と隣保館の課題

主な介護者と、病院以外での相談できる機関との関連について調べた。「配偶者」「親」「子」「その他の親族」「訪問系サービス事業者」については、「市役所・町役場・地域包括支援センター」を選択した人数の割合が最も高かった。

また、「子の配偶者」（社会福祉協議会・老人介護支援センターと同じ割合）「入所施設」「その他」については、「入所・居宅介護サービス事業者」を選択した人数の割合が最も高かった。「通所系サービス事業者」については、「隣保館」を選択した人数の割合が最も高かった。

|                    |              | 病院以外での相談できる機関（補問 10-2） |                    |                      |                 |     |           |           |     |   |
|--------------------|--------------|------------------------|--------------------|----------------------|-----------------|-----|-----------|-----------|-----|---|
|                    |              | 相談したいが、どこに相談してよいかわからない | 社会福祉協議会・老人介護支援センター | 市役所・町役場・地域包括支援センターなど | 入所・居宅等介護サービス事業者 | 隣保館 | 民生委員・児童委員 | 相談する必要がない | その他 |   |
| 主な介護者<br>(補問 10-1) | 配偶者<br>(夫、妻) | n                      | 11                 | 25                   | 33              | 22  | 10        | 6         | 2   | 6 |
|                    |              | %                      | 10                 | 22                   | 29              | 19  | 9         | 5         | 2   | 5 |
|                    | 親            | n                      | 6                  | 10                   | 16              | 11  | 5         | 3         | 0   | 1 |
|                    |              | %                      | 12                 | 19                   | 31              | 21  | 10        | 6         | 0   | 2 |
|                    | 子            | n                      | 7                  | 15                   | 31              | 18  | 8         | 2         | 1   | 2 |
|                    |              | %                      | 8                  | 18                   | 37              | 21  | 10        | 2         | 1   | 2 |
|                    | 子の配偶者        | n                      | 0                  | 3                    | 1               | 3   | 2         | 0         | 1   | 1 |
|                    |              | %                      | 0                  | 27                   | 9               | 27  | 18        | 0         | 9   | 9 |
|                    | その他の親族       | n                      | 0                  | 1                    | 5               | 3   | 4         | 0         | 2   | 1 |
|                    |              | %                      | 0                  | 6                    | 31              | 19  | 25        | 0         | 13  | 6 |
|                    | 通所系サービス事業者   | n                      | 0                  | 3                    | 1               | 2   | 4         | 1         | 1   | 0 |
|                    |              | %                      | 0                  | 25                   | 8               | 17  | 33        | 8         | 8   | 0 |
|                    | 訪問系サービス事業者   | n                      | 3                  | 2                    | 7               | 5   | 5         | 2         | 0   | 2 |
|                    |              | %                      | 12                 | 8                    | 27              | 19  | 19        | 8         | 0   | 8 |
|                    | 入所施設         | n                      | 5                  | 5                    | 7               | 12  | 4         | 2         | 5   | 0 |
|                    |              | %                      | 13                 | 13                   | 18              | 30  | 10        | 5         | 13  | 0 |
|                    | その他          | n                      | 6                  | 15                   | 14              | 19  | 8         | 2         | 1   | 4 |
|                    |              | %                      | 9                  | 22                   | 20              | 28  | 12        | 3         | 1   | 6 |

※ %は、補問 10-1 の各項目を選択した人数の合計に対する、補問 10-2 の各項目別の人数の割合

### 3) 障害者の状況と隣保館の課題

障害がある者の有無と、病院以外での相談できる機関との関連について調べた。全ての項目において、「福祉事務所・市役所・町役場」を選択した人数の割合が最も高かった。

|                 |               |   | 病院以外での相談できる機関（補問 11-1） |         |               |                           |                        |                 |     |    |           |           |     |
|-----------------|---------------|---|------------------------|---------|---------------|---------------------------|------------------------|-----------------|-----|----|-----------|-----------|-----|
|                 |               |   | 相談したいが、どこに相談してよいかわからない | 社会福祉協議会 | 福祉事務所、市役所、町役場 | 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児施設 | 相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター | ハローワーク（公共職業安定所） | 隣保館 | 学校 | 民生委員・児童委員 | 相談する必要がある | その他 |
| 障害がある者の有無（問 11） | 身体的障害のある家族がいる | n | 23                     | 28      | 76            | 31                        | 20                     | 2               | 30  | 2  | 21        | 26        | 14  |
|                 |               | % | 8                      | 10      | 28            | 11                        | 7                      | 1               | 11  | 1  | 8         | 10        | 5   |
|                 | 精神的障害のある家族がいる | n | 10                     | 16      | 21            | 13                        | 7                      | 0               | 10  | 3  | 3         | 5         | 5   |
|                 |               | % | 11                     | 17      | 23            | 14                        | 8                      | 0               | 11  | 3  | 3         | 5         | 5   |
|                 | 知的障害のある家族がいる  | n | 5                      | 6       | 8             | 6                         | 6                      | 0               | 6   | 5  | 0         | 3         | 3   |
|                 |               | % | 10                     | 13      | 17            | 13                        | 13                     | 0               | 13  | 10 | 0         | 6         | 6   |

※ %は、問 11 の各項目の人数全体に対する、補問 11-1 の各項目別の人数の割合

#### 4) 修学の状況と隣保館の課題

修学上の問題点と、問題解決のための相談先との関連について調べた。「学校に行けていない」「保健室登校している」「いじめにあっている」「精神疾患などがある」「学校に行く意欲がない」「授業についていけない」については、問題解決のための相談先として「学校」を選択した人数の割合が最も高かった。

また「保健室登校している」「いじめにあっている」「塾などに行かせたいが、経済的に余裕がなく教育費に困っている」「学校に行く意欲がない」「学習習慣が身についていない」については、「子ども本人と話し合っている」を選択した人数の割合が最も高かった。

|                  |                                | 問題解決のための相談先（補問 12-2）  |               |    |         |       |       |       |                         |           |         |     |    |
|------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|----|---------|-------|-------|-------|-------------------------|-----------|---------|-----|----|
|                  |                                | 相談したが、どこに相談してよいかわからない | 子ども本人と話し合っている | 学校 | 隣保館・児童館 | 友達・同僚 | 家族・親戚 | 教育委員会 | 専門の相談機関（児童相談所やカウンセラーなど） | 民生委員・児童委員 | 何もしていない | その他 |    |
| 就学上の問題点（補問 12-1） | 学校に行けていない（ときどき含む）              | n                     | 1             | 13 | 16      | 5     | 2     | 5     | 1                       | 5         | 0       | 1   | 0  |
|                  |                                | %                     | 2             | 27 | 33      | 10    | 4     | 10    | 2                       | 10        | 0       | 2   | 0  |
|                  | 保健室登校（別室登校）している                | n                     | 0             | 3  | 3       | 1     | 0     | 1     | 0                       | 1         | 0       | 0   | 0  |
|                  |                                | %                     | 0             | 33 | 33      | 11    | 0     | 11    | 0                       | 11        | 0       | 0   | 0  |
|                  | いじめにあっている                      | n                     | 0             | 2  | 1       | 1     | 1     | 1     | 0                       | 1         | 0       | 0   | 0  |
|                  |                                | %                     | 0             | 29 | 14      | 14    | 14    | 14    | 0                       | 14        | 0       | 0   | 0  |
|                  | 塾などに行かせたいが、経済的に余裕がなく、教育費に困っている | n                     | 2             | 13 | 9       | 5     | 9     | 7     | 0                       | 2         | 0       | 9   | 2  |
|                  |                                | %                     | 3             | 22 | 16      | 9     | 16    | 12    | 0                       | 3         | 0       | 16  | 3  |
|                  | 精神疾患などがある                      | n                     | 2             | 2  | 3       | 0     | 0     | 2     | 0                       | 2         | 0       | 0   | 1  |
|                  |                                | %                     | 17            | 17 | 25      | 0     | 0     | 17    | 0                       | 17        | 0       | 0   | 8  |
|                  | 学校に行く意欲がない                     | n                     | 0             | 7  | 7       | 1     | 1     | 5     | 1                       | 0         | 0       | 0   | 0  |
|                  |                                | %                     | 0             | 32 | 32      | 5     | 5     | 23    | 5                       | 0         | 0       | 0   | 0  |
|                  | 授業についていけない                     | n                     | 5             | 15 | 16      | 2     | 2     | 9     | 0                       | 2         | 0       | 2   | 6  |
|                  |                                | %                     | 8             | 25 | 27      | 3     | 3     | 15    | 0                       | 3         | 0       | 3   | 10 |
|                  | 学習習慣が身についていない                  | n                     | 0             | 27 | 21      | 6     | 7     | 15    | 1                       | 4         | 0       | 2   | 3  |
|                  |                                | %                     | 0             | 31 | 24      | 7     | 8     | 17    | 1                       | 5         | 0       | 2   | 3  |
|                  | 基本的な生活習慣が身についていない              | n                     | 1             | 12 | 7       | 1     | 4     | 5     | 1                       | 2         | 0       | 0   | 2  |
|                  |                                | %                     | 3             | 34 | 20      | 3     | 11    | 14    | 3                       | 6         | 0       | 0   | 6  |
| その他              | n                              | 0                     | 4             | 5  | 1       | 3     | 6     | 1     | 3                       | 0         | 1       | 3   |    |
|                  | %                              | 0                     | 15            | 19 | 4       | 11    | 22    | 4     | 11                      | 0         | 4       | 11  |    |

※ %は、補問 12-1 の各項目を選択した人数全体に対する、補問 12-2 の各項目別の人数の割合

## 5) 就労の状況と隣保館の課題

求職の方法と、仕事を探していない理由との関連について調べた。「事業所に直接申込み」「隣保館に相談」「知人などに相談・紹介依頼」(病気やけがのため及び高齢のためと同じ割合)「広告・求人情報誌などでの情報収集」(高齢のためと同じ割合)については、「自分の希望する仕事がありそうにない」を選択した人数の割合が最も高かった。

また「ハローワーク等に申込み」「知人などに相談・紹介での情報収集」(自分の希望する仕事がありそうにない及び病気やけがのためと同じ割合)「人材派遣会社に登録」については、「高齢のため」を選択した人数の割合が最も高かった。

|   |                            | 仕事を探していない理由 (補問 14-2)      |   |  |                                      |                       |                       |  |   |         |    |
|---|----------------------------|----------------------------|---|--|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--|---|---------|----|
|   |                            | 以前探<br>したか<br>見つか<br>らなかった | 自分<br>の希<br>望す<br>る仕<br>事<br>が<br>あ<br>り<br>そ<br>う<br>に<br>あ<br>ら<br>な<br>い | 自分<br>の知<br>識・<br>能<br>力<br>に<br>自<br>信<br>が<br>な<br>い | 病<br>気<br>や<br>け<br>が<br>の<br>た<br>め | 障<br>害<br>の<br>た<br>め | 高<br>齢<br>の<br>た<br>め | 家<br>事・<br>育<br>児<br>や<br>通<br>学<br>な<br>ど<br>で<br>忙<br>し<br>い<br>た<br>め | 家<br>族<br>の<br>介<br>護<br>・<br>看<br>護<br>の<br>た<br>め | その<br>他 |    |
| 求<br>職<br>の<br>方<br>法<br>(<br>補<br>問<br>1<br>4<br>-<br>1) | ハローワーク (公共職<br>業安定所) 等に申込み | n                          | 1   | 2  | 0                                    | 1                     | 0                     | 3  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 14  | 29   | 0                                    | 14                    | 0                     | 43   | 0   | 0       | 0  |
|   | 事業所に直接申込み                  | n                          | 0   | 1  | 0                                    | 0                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 0   | 100  | 0                                    | 0                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   | 隣保館に相談                     | n                          | 0   | 3  | 0                                    | 2                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 0   | 60   | 0                                    | 40                    | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   | 民間団体に相談・紹介<br>依頼           | n                          | 0   | 0  | 0                                    | 0                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 0   | 0  | 0                                    | 0                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 0  |
|   | 知人などに相談・紹介<br>依頼           | n                          | 0   | 1  | 0                                    | 1                     | 0                     | 1  | 0   | 0       | 1  |
|   |                            | %                          | 0   | 25   | 0                                    | 25                    | 0                     | 25   | 0   | 0       | 25 |
|   | 広告・求人情報誌など<br>での情報収集       | n                          | 1   | 2  | 0                                    | 0                     | 0                     | 2  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 20  | 40   | 0                                    | 0                     | 0                     | 40   | 0   | 0       | 0  |
|   | 人材派遣会社に登録                  | n                          | 0   | 0  | 0                                    | 0                     | 0                     | 1  | 0   | 0       | 0  |
|   |                            | %                          | 0   | 0  | 0                                    | 0                     | 0                     | 100  | 0   | 0       | 0  |
|   | その他                        | n                          | 1   | 1  | 1                                    | 2                     | 0                     | 0  | 0   | 0       | 1  |
|   |                            | %                          | 17  | 17   | 17                                   | 33                    | 0                     | 0  | 0   | 0       | 17 |

※ %は、補問 14-1 の各項目を選択した人数全体に対する、補問 14-2 の各項目別の人数の割合



## 6) 人権侵害の現状と隣保館の課題

人権侵害があった際の未解決理由と、差別的な言動への対応との関連について調べた。「相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった」「第三者を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった」「その場では謝ってくれたが、理解してくれたとは思えず、もやもやした気持ちが残った」については、「差別は間違いであると指摘する」を選択した人数の割合が最も高かった。

また「相手に言わなかった」については、「何もせず黙っている」を選択した人数の割合が最も高かった。

|                |   | 差別的な言動への対応（問 17） |            |             |              |               |              |             |     |    |
|----------------|---|------------------|------------|-------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-----|----|
|                |   | 差別は間違いであると指摘する   | 何もせずに黙っている | 相手（の話）に合わせる | 話題を変えるよう努力する | 隣保館や行政機関に相談する | 知人や民間団体に相談する | 人権擁護機関に相談する | その他 |    |
| 未解決理由（補問 15-8） | 相手に言わなかった                               | n                | 70         | 73          | 14           | 20            | 21           | 6           | 3   | 15 |
|                |   | %                | 32         | 33          | 6            | 9             | 9            | 3           | 1   | 7  |
|                | 相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった                  | n                | 31         | 12          | 2            | 5             | 4            | 0           | 1   | 3  |
|                |   | %                | 53         | 21          | 3            | 9             | 7            | 0           | 2   | 5  |
|                | 第三者を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった     | n                | 6          | 2           | 0            | 1             | 3            | 0           | 2   | 1  |
|                |   | %                | 40         | 13          | 0            | 7             | 20           | 0           | 13  | 7  |
|                | その場では謝ってくれたが、理解してくれたとは思えず、もやもやした気持ちが残った | n                | 25         | 4           | 2            | 2             | 4            | 1           | 3   | 3  |
|                |   | %                | 57         | 9           | 5            | 5             | 9            | 2           | 7   | 7  |
|                | その他                                     | n                | 18         | 6           | 0            | 1             | 4            | 0           | 1   | 9  |
|                |   | %                | 46         | 15          | 0            | 3             | 10           | 0           | 3   | 23 |

※ %は、補問 15-8 の各項目を選択した人数全体に対する、問 17 の各項目別の人数の割合

## 7) 生活上の課題と隣保館の利用の状況

地域住民の生活上の課題に対して、クロス集計を用いて、地域住民は隣保館に何を求めているのか。また、隣保館は地域住民の求めにどの様に支援しているのか、双方の関係の持ち方から隣保館の存在意義を確認した。

なお、この度の分析は、現在の隣保館事業の見直し<sup>10</sup>も視野に入れ、隣保館の存在価値を確認する項目に限定してクロス集計を行った。

保健・福祉サービスの現状と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の役割を確認する目的で、「受けたいと思う保健福祉サービス」[問 8] と「サービス受給時の問題点」[問 9] のクロス集計を行った。

<sup>10</sup> 本報告書 1 ページ、脚注 5

「受けてほしいと思う保健福祉サービス」の項目は、教育を除く生活全般にわたる項目<sup>11</sup>が設けられており、日常の身の回りの世話から子育て相談、財産や金銭管理、就職相談、健康や生きがいに関するものとなっている。このような項目の相談は、行政機関や福祉機関をはじめ、多くの専門機関で情報提供なされており、市町の保健福祉課や社会福祉協議会、相談支援事業所などに行けば、応じてくれる。

しかし、調査の結果では、「サービス受給時の問題点」として、「どこに相談してよいかわからなかった」、「どこまで支援してくれるかわからなかった」の2つの項目の割合が高くなっており、受けてほしい保健福祉サービスの利用までに至っていないと推測できる。要するに、この2つの項目に当てはまる人々は、情報不足などが原因で、生活において何らかのサービスを必要としているにもかかわらず、当たり前前の生活を維持するための福祉サービスを受けることができないままにいる人々といっても過言ではなかろう。

申請主義が原則の公的なサービスは、保健福祉サービスを提供する側が、わざわざ出向いてサービス利用を促すことは一般的ではない。であるから、日頃から地域住民の生活状況をよく知る隣保館<sup>12</sup>が、保健福祉サービスを受けられないままにいる人々に対して、サービス利用に結び付ける役割<sup>13</sup>を担えば、隣保館は地域住民の生活を支える頼もしい存在となる。

要介護者支援の現状と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の対応能力及び役割を確認する目的で、「主な介護者」[補問 10-1]と「病院以外での相談できる機関」[補問 10-2]のクロス集計を行った。

介護を必要とする高齢者は、ほとんどの者が介護保険法による介護福祉サービスを利用すると考えてよい。そのため、病院以外で相談できる機関は、市町の行政機関に設けられている介護保険担当課もしくは地域包括支援センターに加えて社会福祉協議会や介護サービス事業者が一般的である。そのような状況の中、通所系サービス事業者に関しては、隣保館を相談先として最も多くあげており、地域住民と深い交流を持つ隣保館が、在宅において介護保険サービス利用者と通所系サービス事業者の間に入って支援や調整を行っているものと考えられる。

障害者の状況と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の対応能力及び役割を確認する目的で、「障害がある者の有無」[問 11]と「病院以外での相談できる機関」[問 11-1]のクロス集計を行った。

3障害<sup>14</sup>を問わず、どの家族も「病院以外での相談できる機関」[問 11-1]として福祉事務所、市役所、町役場をあげている。これは、福祉事務所、市役所、町役場が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳に関する手続きやサービス利用、いわゆるフォーマルなサービスを受けるための手続きを行う窓口となっていることが関係しているものと考えられる。そのような中であって、障害者の家族が相談できる機関として隣保館をあげているのは、隣保館が、日頃

---

<sup>11</sup> 本報告書 11 ページから 12 ページ、または 31 ページ

<sup>12</sup> 100 円モーニングや訪問活動は、地域住民の生活の様子が把握できる活動である。

<sup>13</sup> リンケージ (linkage)：ソーシャルワーカーの機能と役割の一つにリンケージがある。ソーシャルワーカーは、各種の公的な社会的サービスやインフォーマルな社会資源の間を結びつける役割があるとされている。

<sup>14</sup> 3 障害：身体的障害、精神的障害、知的障害

の不満や悩みを聞いたり、公的サービスでは対応できないところの生活支援といった、インフォーマルなサービスを提供するからであろう。

修学の状況と隣保館の課題では、支援の現状から地域住民の隣保館に対する期待と隣保館の役割を確認する目的で、「問題解決のための相談先」〔補問 12-2〕と「就学上の問題点」〔補問 12-1〕のクロス集計を行った。

教育に関することだけに、地域住民の問題解決のための相談先は、「学校」が最も多かった。次いで「子ども本人と話し合っている」、「家族・親戚」が多くなっており、「隣保館・児童館」と回答したものは、意外にも少なかった。隣保館は、学習会（勉強会）などを行っているが、そもそも児童生徒を対象とした教育機能を持ち合わせていないことによるものと考えられる。

ただ、「いじめにあっている」に関しては、最も回答が多かった「子ども本人と話し合っている」に次いで、「隣保館・児童館」「学校」「友だち・同僚」「家族・親戚」が同数の回答となっている。「隣保館・児童館」への相談が、「学校」と同数の回答になったのは、いじめが子どもの命や人権に関わることから、人権擁護の機能を持つ「隣保館・児童館」が選択されたものと考えられる。

就労の状況と隣保館の課題では、求職者の現状から隣保館の就労支援サービスの在り方を検討する目的で、「求職の方法」〔補問 14-1〕と「仕事を探していない理由」〔補問 14-2〕のクロス集計を行った。

仕事を探していない者であっても、仕事を得る方法として「ハローワーク（公共職業安定所）等に申込み」や「事業所に直接申込み」「知人などに相談・紹介依頼」「広告・求人情報誌などの情報収集」などを選択している。一方、「自分の希望する仕事がありそうにない」「高齢のため」を理由として仕事を探していない者は、仕事を得る方法として「隣保館に相談」を選択している。2023年度の調査の回答者の多くが、高齢者であることを考えると理解できなくもない。

クロス集計結果から考えられることの一つとして、生産年齢<sup>15</sup>にある者の多くは、仕事を探そうとするときに、ハローワークを利用したり、広告などの求人情報をもとに事業所に直接申し込んだり、自身の力で求職活動をする。しかし、高齢になると、たとえ「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（2022年）によって、安定した雇用の確保の促進や再就職の促進が取り組まれるようになったとしても、求人が少なくなったり、できる仕事に限られるといったこともあって、仕事を見つけたり就職するのが難しくなる。そのため、高齢者の場合は、就職を目的としてだけでなく、就職したい思いや就職できない悩みを聞いて欲しいといった思いもあって「隣保館に相談」を利用することもあるのではなかろうか<sup>16</sup>。

地域住民の求職活動は、ハローワークの就労支援や企業のCSR<sup>17</sup>の取り組み、SNSやインターネットによる求人情報の入手のしやすさなどで、全くとまでは言わないが、過去の厳しい就職差別があった時代と違って活動しやすくなっている。

---

<sup>15</sup> 15歳以上 65歳未満の人口を生産年齢人口といい、社会を担う中核であるとされている。（出典：2004年版『少子化社会白書』）

<sup>16</sup> 報告者は、過去に精神保健福祉士として、精神障害者の就労支援を行った経験がある。就労支援の実際は、就職先の紹介や就労定着・就労継続支援以外に、病気が理由で仕事が見つからない、仕事が見つかって長続きしないといった、患者の思いや悩みを聞くことであった。

<sup>17</sup> CSR：Corporate Social Responsibility の略。意味は企業の社会的責任。

この様な状況を考えると、隣保館の就労支援は、就職できないことで生じる社会的・経済的な課題や問題への対応に重きを置くことを検討してもよいのではなかろうか。もっとも、状況に応じて、これまで通りの就労支援を行うことを厭うわけではない。

人権侵害の現状と隣保館の課題では、人権侵害を受けた際の隣保館の役割を確認する目的で、「未解決理由」〔補問 15-8〕と「差別的な言動への対応」〔問 17〕のクロス集計を行った。

差別事象があった際、差別言動をした者に対して、地域住民が「差別は間違いであると指摘する」と訴えても、「相手に思いを伝えたが、取り合ってくれなかった」（53%）、「第三者を通し自分や家族の思いを伝えてもらったが、取り合ってくれなかった」（40%）と、まともに取り合ってもらえていない。また、「その場では謝ってくれたが、理解してくれたとは思えず、もやもやした気持ちが残った」（57%）ことに関しても、余計に傷つく体験が残るだけである。

ただ、人権侵害を受けた時の相談先として、「隣保館や行政機関に相談する」が、他の相談機関よりも多く選択されている。隣保館や行政機関は、人権擁護を行う身近な相談先と認識していることが分かる。

### III. 総括—今後に向けた課題と提言

2023年度の調査では、回答者の多くが高齢者であったことは、香川県の超高齢社会を反映したものと考えてよい<sup>18</sup>。今後も香川県の高齢化が続くことを考えれば、地域住民の生活を支える隣保館は、今以上に高齢化を意識した事業の展開が求められるものとする。

たとえば、県内の8割近い隣保館が実施する100円モーニングが、高齢化を意識した事業展開のヒントとなる。現在のサービス提供型の100円モーニングをさらに発展させ、100円モーニングに集う高齢者の自主活動グループの育成に取り組むことを提言する。

高齢者の自主活動グループの育成は、『第9期香川県高齢者保健福祉計画』（2024年3月）で示される「第3章 基本理念、基本方針、施策体系」<sup>19</sup>に全く矛盾するものではなく、むしろ隣保館を利用しない地域住民をも巻き込んだ活動に広がり、延いては部落差別の解消にも関係してくるものとする。

教育に関しては、本報告書28ページの8)隣保館利用対象世帯の生活状況とニーズに触れたとおりである。子どもに教育を授けることで部落差別の解消を図るのは、時間がかかることであるが、部落差別解消の地道な取り組みであることは確かなことである。

これまで、教育機関をはじめ行政が取り組んできた対象地区の子どもへの教育の営為が、どれほど効果があったのか点検する必要性を感じている。無論、これまで熱意をもって、真摯に対象地区の子どもの教育に当たってきた教諭や隣保館職員のこれまでに蔑ろにするものではない。

具体的には、子どもの生活の場に出向いた学習支援を検討することを提言する。

子どもの家庭に出向くことは、一般的に考えると公教育の公平性や個人のプライバシーへの介入といったことが問題として取り上げられそうである。しかし、部落差別に起因する、子どもの学力や子どもを取り巻く環境は、決して良好と言えるものではない。部落差別をはじめ人権問題に取り組む者は、部落差別の現実を直視し、当事者から学ぶという言葉は忘れてはならない。

人権課題に関しては、県、隣保館共に、精力的に取り組んでいることは評価できるものである。ただ、2023年度の調査結果からは、まだまだ安心できるものではないことが分かった。この度の調査の結果をふまえて以下の提言をする。

まず、一般市民をも巻き込む、隣保館における人権学習会の実施を提言する。

現在、香川県隣協が、一般研修で行う様々な人権課題を取り合あげた研修を、隣保館レベルで開催する。

次に、福祉に精通する職員の採用を提言する。

隣保館は、異動人事による職員の入れ替わりという避けられない現実がある。職員の入れ替わりは、隣保館の事業に新たな発想や視点を持ち込み、マンネリ化を防ぐといった良い点もあるが、一方で実践の積み重ねを深化させていく事が困難といった弱みもある。特に、異動してきた職員が、福祉にかかわった経験がなければなおさらである。

---

<sup>18</sup> 『香川県人口移動調査結果(令和5年分)の概要』

([https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45287/jinkoido2023\\_gaiyou.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45287/jinkoido2023_gaiyou.pdf))

<sup>19</sup> 施策体系第1.健康づくりと生きがいづくり (31ページ)

幸いにも、香川県隣協の事務局には、「香川県隣保館職員相談援助研修」で福祉と学び、人権と福祉に詳しい事務局員がいるが、事務局員一人でこなしきれない量の業務を行っているため、福祉に精通する職員を採用することは、県内の隣保館の全体の底上げになると考える。

隣保館の理解を促す情報発信として、隣保館の活動紹介をする独自のホームページ（SNS も含む）の作成を提言する。

今日、様々な情報収集の手段として、インターネットや SNS を用いるのは一般的になっている。この状況を積極的に活用すべきと考える。ちなみに、インターネットで隣保館を検索すると、市町のホームページに事務的な紹介が載っている程度である。これでは、隣保館の具体的な活動内容を理解できるものではない。隣保館が、広く市民を巻き込んで、人権と福祉のまちづくりを行うのであれば、ホームページの活用は有効な情報発信の手段となるはずである。

最後に、隣保ソーシャルワーカー（以下、RSW）及びスーパーバイザー（以下、SVR）の養成のための研修継続を提言する。

香川県は 2006 年度から、隣保館職員を対象に相談援助研修を実施しており、SVR の研修に関しては、2019 年度から実施しており、2024 年度現在で 8 名の SVR が誕生している。ただ、SVR として実力を発揮するには、今後も研鑽を積む必要がある。

## おわりに

2018年度の調査と2023年度の調査の間の5年間には、コロナ禍による地域住民の生活の変化があったものと考えられる。しかし、2023年度の調査では、コロナ禍による生活の変化を問う設問がなかったため、地域住民の生活変化と隣保館利用の関係はわからなかった。また、回答者の多くが独居高齢者あるいは高齢者の二世帯であったため、各年齢階層の状況を反映した調査結果となっているかというところでもない。ただ、現在の隣保館を利用する地域住民の多くが高齢者であり、これが現実であると考えべきであろう。

ちなみに、2024年4月、民間組織の「人口戦略会議」は、子どもを産む中心の世代となる20歳から39歳の若年女性の減少で、2020年から2050年の30年間で、全国の自治体の4割が消滅する可能性があると発表した。このことは、仮に自治体が消滅しなくても、人口が集中する都市部以外は、高齢者中心の地域社会なることが容易に想像できる。

このことを考えると、この度の2023年度の調査は、今後の隣保館の在り方を考えるうえで、良い参考になるかもしれない。例えば、隣保館の事業の再編成や県単独の補助事業の整理、また少子高齢化を中心に据えた、公的な制度サービスの枠にこだわらない、新たな隣保館事業の創設などである。

隣保館の強みは、公的機関でありながら、現在の福祉制度やサービスに縛られず、地域住民のために柔軟な活動ができるところである。今後もこの強みを生かしつつ、人権と福祉のまちづくりに取り組むことを期待する。

最後に、今回の分析作業では、隣保館の役割を導き出すことを意識しすぎて、クロス集計の質問の組み合わせに無理があったことを反省点として記しておく。

